

隠岐の島町図書館振興計画



2018年12月

隠岐の島町

は じ め に

隠岐の島町立隠岐の島町図書館は、1999年に西郷町立図書館として開館し、以来20年が経過しようとしております。図書館では、開館当初から今日まで「親しみやすく気軽に利用できる図書館、子どもたちに大きな夢を育む図書館、すべての町民の知る自由を保障し『暮らしに生きる図書館』」をめざし、蔵書の整備や郷土資料の収集、各種イベントの開催などに努めてまいりました。

この間、図書館法の改正や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）など、図書館に関する法令の整備がなされてきました。また、本町においても、2016年には「隠岐の島町教育大綱」を策定し、この大綱の基本目標や基本方針の下、教育行政を推進していくこととしました。それにより、図書館においては基本方針の「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」に基づき、町民がいつでも気軽に学習できるように図書館の機能の充実を図っていくこととしております。

一方、社会情勢の変化や財政状況の厳しさのなかで、図書館には従来の「本を貸し出す施設」としてだけでなく、「町民の生活を支える情報拠点」としての役割を担うことも必要とされています。いやおうなく少子高齢化が進んで行く本町にあって、図書館は地域づくりや人づくりの情報拠点として、町民を支援する施設として発展することが求められています。

この「隠岐の島町図書館振興計画」は、本町の生涯学習拠点施設として、中長期的視点から、今後の図書館運営に向けた様々な方策を考えたものです。これまでの図書館活動の検証を行い、今後も図書館の持つ資源や能力を町民に十分に活用していただき、「町民の暮らしに生きる図書館」として、皆さまの生活に根ざし、暮らしに役立つ施設となることを切に願っております。

町民の皆様には、この計画をご理解いただき、それによって今一度、図書館を共に育て、応援を賜りますようお願い申し上げます。

2018年12月

隠岐の島町教育委員会
教育長 村尾 秀信

隠岐の島町図書館振興計画 目次

第1章 振興計画の策定にあたって P. 1

- 第1節 隠岐の島町の概要
- 第2節 計画策定の趣旨
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画の期間

第2章 図書館をめぐる現状と課題 P. 3

- 第1節 図書館をめぐる法的な背景と課題
- 第2節 社会状況の現状と課題
 - 1. 少子高齢化社会への対応
 - 2. 移動困難者への対応
 - 3. 生涯学習社会への対応
 - 4. 高度情報通信技術への対応
- 第3節 管理運営体制の現状と課題
 - 1. 図書館施設の概要と基本情報
 - 2. 指定管理者制度による現状と課題

第3章 図書館サービスの現状と課題 P. 9

- 第1節 利用状況
 - 1. 入館者数
 - 2. 貸出点数
 - 3. 利用登録者数
- 第2節 図書館運営に関する現状と課題
 - 1. 図書館資料に関する現状と課題
 - 2. 幅広い情報と資料の提供
 - 3. 遠距離地域へのサービス提供と他の施設等との連携
 - 4. 乳幼児期からの読書環境の整備
 - 5. 様々な情報の発信
 - 6. 図書館施設の活用

第3節 アンケートから見えること

1. 図書館へのアクセス方法の拡充
2. 開館日や開館時間の調整
3. 視聴覚資料の充実
4. 図書館サービスの周知
5. 図書館施設の改善

第4章 目指すべき図書館のすがた

P. 25

第1節 図書館運営の基本理念

第2節 基本目標

第3節 目標に対する施策と事業

1. まちの情報拠点としての図書館づくり
2. すべての町民の学びを支える図書館づくり
3. 人と人との交流とまちづくりを支える図書館づくり
4. 安心・快適な図書館づくり

第4節 計画進捗度の検証と実績の評価方法

資料

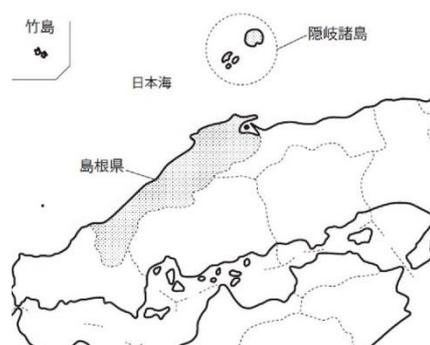
P. 39

1. 隠岐の島町図書館振興計画策定の流れと体制
2. 隠岐の島町図書館振興計画関係語彙表
3. 隠岐の島町図書館に関するアンケート調査結果集計表
4. 図書館関連数値（1999年～2017年分）
5. 隠岐の島町教育大綱（隠岐の島町教育委員会 2015年）
6. 図書館法（文部科学省 2012年）
7. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省 2012年）
（一部省略）

第1章 振興計画の策定にあたって

第1節 隠岐の島町の概要

隠岐の島町は、隠岐諸島に位置し、北東の有人島の島後と呼ばれる島1島で単独の自治体となっています。隠岐諸島の他の有人島もそれぞれが単独の自治体となり、海士町、西ノ島町、知夫村があります。隠岐諸島は自然豊かな環境が保全されており、1964年に大山隠岐国立公園に指定され、2013年にはユネスコ世界ジオパークに認定されました。歴史的には、古代より隠岐国として日本史に登場



隠岐諸島の位置

し、出雲や石見とは異なる歴史や習俗が伝わっています。また古代に遠流の島と定められたことや、近世に日本海での西廻り航路の風待ち港として栄えたことから、絶えず他の地域との人の行き来がありました。

隠岐の島町は2004年に、当時島後にあった西郷町、五箇村、都万村、布施村が合併してできた町です。現在、町の人口は14,472人（2018年3月時点）となり、同時期の高齢化率は39.6%となっています。島後では長く第一次産業が基幹産業でしたが、1960年代以降は、高齢化の進行と後継者不足等により、その比率は減少傾向にあります。現在は第三次産業が全体の約70%を占め、増加傾向にあります。

隠岐郡3町1村では、それぞれに公立図書館（室）を設置しています。また島根県立図書館においては遠隔地へ図書の一括貸出や子育て支援事業など、県内図書施設への支援は多岐にわたり、隠岐の島町図書館も相互貸借など各種事業で支援を受けています。隠岐の島町にある図書館は隠岐の島町図書館1館ですが、合併以前の各町村単位で地区公民館があり、公民館図書室を設置しています。また、中村地区にある、中出張所にも図書スペースを設置しています。

隠岐の島町内の町立小中学校は、小学校が7校、中学校が4校あり、2018年度からは全小中学校に学校司書を配置しています。また町内の県立高等学校2校、県立養護学校1校にも、それぞれ学校司書が配置されています。

第2節 計画策定の趣旨

隠岐の島町図書館は、1999年に西郷町立図書館として開館しました。それま

で島後の 4 町村では図書館を設置しておらず、各町村の公民館図書室がその役割を担っていました。1993 年、当時の西郷町において、若者定住プロジェクト事業の取り組みが始まりました。その中で、屋内温水プールや大型宿泊施設等の施設整備に併せて、文教施設の整備と生涯学習振興施策の一環として図書館を建設しました。その後、町村合併により、隠岐の島町立隠岐の島町図書館と名称を変更しました。開館当初から今日まで、「町民の暮らしに生きる図書館」を目指し、蔵書の整備や郷土資料の収集に努めてきました。また、図書館が読書の場として利用されるだけでなく、人と人とのつながり・ゆとり・やすらぎの場となるよう、各種イベント等の開催にも力を注いできました。そして、近年目まぐるしく変化する社会情勢にもその都度対応するよう心掛けています。

2015 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、地方教育行政においては総合教育会議を設置し、教育大綱を制定することとなりました。隠岐の島町図書館としては、同年度に策定した隠岐の島町教育大綱（以下、教育大綱）の趣旨に沿った図書館運営を目指すため、今一度利用者である町民のニーズを把握し、現時点での図書館の直面する課題を整理することとしました。そして、同時に生涯学習拠点施設として、中長期的な視点から計画的に図書館運営を行っていくための計画を策定するとしました。

この計画は、今後の隠岐の島町図書館の運営の羅針盤的役割を担うものです。策定後は計画⇒実行⇒評価⇒改善（PDCA）のサイクルを重視し、計画に基づいた図書館運営を行います。社会状況の変化など、その時々での図書館をめぐる課題と照らし合わせながら、「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」を目指し、より町民の暮らしに役立つ図書館となるように、この計画を策定します。

第 3 節 計画の位置づけ

本計画は、開館から現在までの隠岐の島町図書館の運営について点検と評価を行い、教育大綱の趣旨を踏まえた新たな図書館運営の指針となるものです。

第 4 節 計画の期間

計画の期間は、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。2019 年度から順次、基本目標に沿った施策とそれに基づく事業を実施します。年度ごとに個別の事業の検証と評価を行い、計画期間中の 5 年目を目途に、実施した事業の状況など計画の評価を行い、改善策を検討します。その検討内容に基づき 2028 年度までの事業を設定します。一連の作業については、隠岐の島町図書館、隠岐の島町図書館運営委員会、隠岐の島町教育委員会が図書館利用者等の意見に基づいて行います。

第2章 図書館をめぐる現状と課題

第1節 図書館をめぐる法的な背景と課題

【概要と現状】

隠岐の島町図書館（以下、図書館）は、1999年に当時の町の財政状況等により、図書館法に一部沿わない図書館として設立されました。しかし、当初からその設立目的をはじめ、管理運営面においては、図書館法に則った公立図書館を目指し、今日に至っています。

近年、図書館法をはじめ、関係する法律の改正が度々行われています。中でも、2003年の地方自治法の一部改正では、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。そして、2008年の図書館法の一部改正で、図書館の設置運営に関わる条文等が加えられ、これからの図書館の在り方を考える上で大きな影響を与える法的整備がなされました。

【課題】

2008年の図書館法一部改正に伴い、2012年に文部科学省によって「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され、「図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備」が求められています。また、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、これに基づき日本図書館協会が「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を作成しました。

このように、これからの図書館には多様な利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備、障がい者向け資料の整備など新たな課題に適正に対応することが求められています。

今後も図書館は、関係する法律の動向を十分に確認しながら、健全な運営と図書館サービスの向上を目指していくことが必要です。

【公立図書館が関係する具体的な法律など】

- 2001年 子どもの読書活動の推進に関する法律の施行
- 2003年 地方自治法の一部改正
- 2008年 図書館法の一部改正
- 2012年 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示
- 2016年 日本図書館協会による「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」の作成

第2節 社会状況の現状と課題

1. 少子高齢化社会への対応

【概要と現状】

近年、全国的に少子高齢化が進んでいます。本町でも出生数の減少により、1990年以降は死亡数が出生数を上回り、町の人口は自然減となっています。

また、町の高齢化率は約40%となり、人口ピラミッドの頂点となる団塊の世代も高齢者となっています。今後は、図書館にも多数の高齢者が来館することを予想しています。

【課題】

町の少子化という状況から、乳幼児から児童に向けてのサービスを受容する人数は減っています。しかし「子どもたちに大きな夢を育む図書館」として、幼児から児童に対する事業を行い、子育て世代を支援することで、町全体の問題である少子化に対応します。将来の隠岐を担う子どもに対し、学校や地域が行う「ふるさとに愛着と誇りを育むふるさと教育」を支援し、子どもと本をつなぐための取り組みを充実させる必要があります。

また、町の高齢化率から図書館利用者についても、既にその約40%が高齢者であると想定できます。視力の低下などから、読書が困難になっている方を対象とする、大活字本や朗読CDなどを充実させることが必要です。

2. 移動困難者への対応

【概要と現状】

地域社会においては、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症や障がいのある方等、移動に関する支援を必要とする方が増加しています。図書館利用者の多くは徒歩や自家用車によって来館しています。しかし、路線バスで来館する利用者も少数ながらいいます。

隠岐の島町内での公共交通機関は路線バスや町営バス等が主であり、その運行経路やダイヤが限られています。利便性の高い体系とは言い難い現状です。こうした町の公共交通機関の状況については、図書館利用者に限らず、町全体の交通弱者に共通したものとなっています。

【課題】

すべての町民が図書館のサービスを受けられるよう、実際に図書館に来館する利用者だけでなく、高齢者や介護施設の利用者や障がい者など、自宅からの移動が困難な方々への支援や対応が求められています。現状では、図書館に来館しなくても公民館図書室を通じて、図書を借りることはできます。しかし、図書館の雰囲気を感じ、実際に図書などを探して手に取る、といった体験は図

書館に来館しなければできません。

町民の読書環境や知る権利を保障するためにも、図書館バス（仮）の運行や図書館資料の郵送による貸出、公民館図書室との連携強化など、より多くの方が図書館サービスを受けるための施策を講じる必要があります。

3. 生涯学習社会への対応

【概要と現状】

今の日本社会は、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される、生涯学習社会を目指しています。

教育大綱で図書館は、「住民が自主的に学習できる環境の創出」をするための中核施設として、また、2010年に策定された「隠岐の島町生涯学習推進計画」で図書館は、町の情報拠点として位置づけられています。2017年度に行われた同計画の経過検証では、情報の集積と発信を今後の図書館にかかわることとして挙げています。

【課題】

図書館はすべての年代の方が利用できる施設として、生きがづくりや知的欲求への対応といったことが必要不可欠です。地域の課題解決や調査研究を支援できるような事業に取り組み、町民の読書活動や学習活動を推進するうえで、他機関と連携、協力して、学習支援を積極的に行う必要があります。また、すべての町民の学習環境を支える施設として、特に現在利用の少ない働き盛り世代への対応を検討し、その利用の増加に努める必要があります。

4. 高度情報通信技術への対応

【概要と現状】

図書館の開館から現在まで、情報通信技術の進展は目まぐるしいものです。特に社会生活ではパソコンやスマートフォンの利用によって、インターネット通信による情報の取得が容易になり、情報収集の手段は隔世の感があります。また、膨大な情報量の中で、その情報の質は玉石混交となっています。そうした状況の中、情報を受ける側にはその情報活用能力が必要とされています。

隠岐の島町においては、情報通信技術の進展によって、多くの情報がインターネットを通じて入手できることから、離島という地理的ハンディキャップの克服につながっています。また2016年度に隠岐の島町公衆無線LANが整備され、図書館内でもWi-Fiを利用することができます。

【課題】

図書館としては、利用者から求められる資料の収集と、正確な情報の提供を確保する必要があります。そのためにインターネット環境を整備し、利用者の求め

る資料や情報を更新するなど、高度情報通信技術への対応が必要です。

また、情報の収集や活用について、図書館がレファレンスとして対応しますが、利用者自身が調べ出すために情報検索や蔵書検索の方法の周知や、そのためのガイドの作成も必要です。

第3節 管理運営体制の現状と課題

1. 図書館施設の概要と基本情報

- ①面積 敷地面積：5,148 m²、建築面積：1,697 m²、延床面積：1,467 m²
(一般開架：847.4 m²、閉架書庫：131.7 m²、研修室：91.2 m²)
- ②構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨構造 平屋建
- ③図書収容力 90,000 冊 (内訳：一般開架¹：70,000 冊、閉架書庫²：20,000 冊)
- ④人的体制 (2018 年度)
 - 指定管理受託者 (公財) 隠岐の島町教育文化振興財団職員 6 名
(館長 1 名、職員 [司書] 1 名、臨時・嘱託職員 4 名 [うち司書 3 名])
- ⑤図書館運営委員会³ 委員 10 名
- ⑥開館時間 午前 10 時から午後 6 時
- ⑦休館日 月曜日 (祝日の場合は開館し、翌平日を休館)、第 3 日曜日、
年末年始 (12 月 28 日から翌 1 月 3 日)、特別整理期間 (年 1 回、
10 日程度)
- ⑧年間予算 (2018 年度当初) 総額：39,090,000 円
 - A:年間管理費：34,090,000 円
(内訳 指定管理料:32,677,000 円、その他:1,413,000 円)
 - B:年間資料費：5,000,000 円
(内訳 図書：3,000,000 円、雑誌・新聞：1,000,000 円、視聴覚：1,000,000 円)

(1) 図書館設備の現状と課題

【概要と現状】

図書館開館から 19 年が経過したことで設備が老朽化しています。近年は照明設備や空調設備の更新を行いました。また図書は 80,000 冊を超え、一般開架・閉架書庫ともに収容数を超えつつあります。そうした中、閉架書庫の一部は温湿度管理ができず保存環境が問題となっています。

¹ 一般利用者が書架から直接自由に手に取ることのできるスペース。図書館では 70,000 冊が収容可能ですが、利用者の利便性を考慮し 60,000 冊を目安としています。
² 郷土資料や貴重書など、利用者の希望に応じて職員が出し入れするスペース
³ 図書館の管理運営を適正かつ円滑に行うため、隠岐の島町立隠岐の島町図書館運営委員会が設置され、教育委員会がその委員を 10 名以内で委嘱しています。

【課題】

図書館資料には、郷土資料を中心に、除籍対象外となるものもあります。こうした資料については、書庫内の温湿度などの環境を整えたうえ、関係機関と連携して保存していくことが必要です。

また、今後各種設備が老朽化していくことが予想されます。利用者の利便性を重視し、計画的な設備更新が必要です。

(2) 開館日・開館時間の現状と課題

【概要と現状】

図書館の利便性を高めるため、2013年度から祝祭日を開館日としています。開館時間については、度々延長を求める声が挙がっています。しかし、これまで試験的に行った2度の夜間延長開館では、延長時間内の来館者は多くなく、そのほかの数値についても延長による効果は見られませんでした⁴。また近年は年に3～4回、イベントとともに夜9時まで開館する「よるとしよ」⁵を実施しています。

【課題】

2013年度以降職員を2人増員していますが、柔軟な開館時間に応じるためには人的体制の整備が必要です。同時に、開館を延長する時間や曜日について、より利便性のあるものを検討する必要があります。そのためには、利用者の具体的な要望の調査が必要です。

2. 指定管理者制度による現状と課題

【概要と現状】

2003年に地方自治法が改正され、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されました。公立図書館もその制度の対象となり、2014年度までに全国の公立図書館の内、516館が制度を導入しています⁶。

隠岐の島町図書館は開館当初から(公財)隠岐の島町教育文化振興財団(以下、財団)が業務委託により運営していました。2003年の法改正をきっかけに図書館の運営形態を検討しました。当初は図書館機能の特殊性などを考慮し、指定管

⁴ 試験的な開館延長の内容と結果

2005年度：8月2日～9月2日、期間中平日のみ午後8時まで開館

延長期間前年比) 貸出冊数：-1,319冊、入館者数：+3人、貸出人数：-315人

2011年度：8月1日～9月30日、午後6時30分まで開館

延長期間前年比) 貸出冊数：+480冊、入館者数：-1,089人、貸出人数：+64人

⁵ 午後6時以降に、研修室で講座や映画会などを実施、雑誌コーナーをカフェとして開放

⁶ 全国で指定管理者制度を導入した図書館：516館(公立図書館全3,308館)

その内 全国の町立図書館：59館(全561館)、島根県内公立図書館：3館(全36館)
文部科学省社会教育課の「平成27年度社会教育統計(社会教育調査報告書)」による

理者制度にそぐわない施設として、直営もしくは管理委託の継続が適当だと判断しました。しかしその後、より効率的な図書館運営を期するべきとし、2014年度から指定管理者制度を導入しました。

制度導入後、指定管理の期間は基本5カ年ですが、図書館は公募に適さないとして、財団を継続的に指定管理者としています。そのため、図書館職員はすべて財団の職員で構成されています。また、2013年度から祝祭日開館に対応するための人員として、それまで非常勤であった館長を常勤としました。さらに2015年度から郷土資料保存公開事業のために臨時職員を1名増員しました。

【課題】

指定管理者の独自性を活かし、図書館をより効果的に運営することを期待しています。指定管理者である財団と、隠岐の島町教育委員会が相互の連携を緊密に行い、柔軟な開館時間や職員の勤務体制等、新しい運営体制の確立を促進することが必要です。

今後、より効果的・効率的な図書館運営のためには、図書館司書をはじめとするスタッフの経験とそれに基づく資質も必要です。職員の資質向上や、新たなスタッフの育成と人的体制の確保が必要です。

館内写真



図書館内図書コーナー



図書館内雑誌コーナー



図書館内展示コーナー



図書館内研修室

第3章 図書館サービスの現状と課題

第1節 利用状況

1. 入館者数

入館者数の2017年まで1年間の平均人数は約63,000人です。年度毎に増減がありますが、近年は概ね50,000人台で推移しています。2005年度、2013年度に開館日・開館時間の見直しを行いました。それにより、開館日数は開館当時（1999年）に比べて増えています。しかし、入館者数にはあまり影響がないように見えます。開館以来の入館者数の推移は表1⁷のとおりです。

2. 貸出点数

開館以来の年間平均貸出点数は、個人貸出と団体貸出をあわせて約82,000点です。各年度により多少差がみえますが、個人貸出については、概ね60,000点で推移しています。団体貸出について、学校司書の配置や、学校図書活用図書の導入により、2008年度以降約20,000点で推移していました。2016年度からは、学校で活用される図書の選書について、その役割を見直したため、冊数は減少しました。開館以来の図書館での貸出点数は表2、公民館での貸出冊数は表3のとおりとなります⁸。

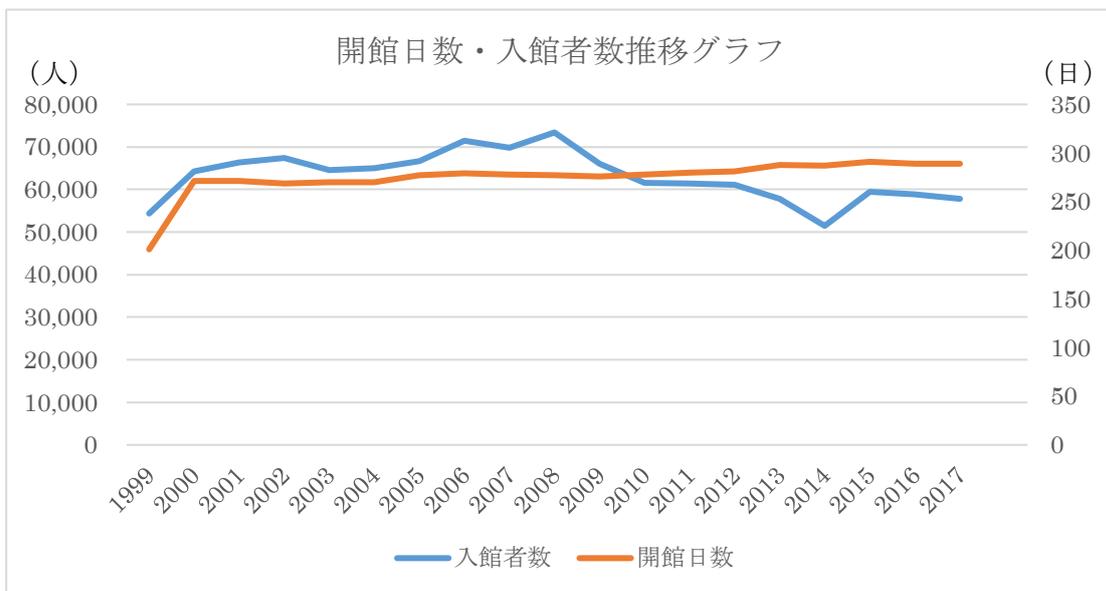
また、開館以来、貸出点数は入館者数とほぼ比例しています。2007年度にブックスタート事業を開始し、2008年度に子ども読書応援団プロジェクト、2009年度に島根県の子ども読書フェスティバルを開催したことなどがあってか、2008年度前後は入館者数・貸出点数とも他年度に比べて多くなっています。

⁷ 1999年度から2003年度の数値は2004年度年報より

⁸ 単位について、図書のみ：冊、視聴覚資料等を含む：点

表1 開館日数・入館者数推移

| 西暦 | 開館日数(日) | 入館者数(人) | 西暦 | 開館日数(日) | 入館者数(人) |
|--------------------|---------|---------|--------------------|---------|---------|
| 1999 | 201 | 54,327 | 2009 | 276 | 66,047 |
| 2000 | 271 | 64,213 | 2010 | 278 | 61,549 |
| 2001 | 271 | 66,400 | 2011 | 280 | 61,380 |
| 2002 | 269 | 67,359 | 2012 | 281 | 61,043 |
| 2003 | 270 | 64,620 | 2013 ⁹ | 288 | 57,826 |
| 2004 | 270 | 64,992 | 2014 ¹⁰ | 287 | 51,460 |
| 2005 ¹¹ | 277 | 66,686 | 2015 | 291 | 59,408 |
| 2006 | 279 | 71,421 | 2016 | 289 | 58,835 |
| 2007 | 278 | 69,831 | 2017 | 289 | 57,846 |
| 2008 | 277 | 73,409 | | | |



⁹ 祝日開館開始

¹⁰ 2014年度は入館者数計器故障のため、人数は不正確

¹¹ 最終金曜日終日開館開始（～2004年までは午後のみ開館）

表2 図書館資料貸出点数（点）

| 西暦 | 貸出 総数 | 個人 | 団体 | 西暦 | 貸出 総数 | 個人 | 団体 |
|------|----------|--------|--------|------|----------|--------|--------|
| 1999 | 61,346 | 60,445 | 901 | 2009 | 88,388 | 68,446 | 19,942 |
| 2000 | 84,027 | 79,721 | 4,306 | 2010 | 82,948 | 62,543 | 20,405 |
| 2001 | 85,522 | 80,426 | 5,096 | 2011 | 85,475 | 63,131 | 22,344 |
| 2002 | 85,465 | 76,861 | 8,604 | 2012 | 83,610 | 62,676 | 20,934 |
| 2003 | 87,731 | 76,917 | 10,814 | 2013 | 84,433 | 62,988 | 21,445 |
| 2004 | 87,637 | 77,327 | 10,310 | 2014 | 81,254 | 59,870 | 21,384 |
| 2005 | 85,869 | 73,830 | 12,039 | 2015 | 83,370 | 63,346 | 20,024 |
| 2006 | 90,142 | 74,397 | 15,745 | 2016 | 77,868 | 64,473 | 13,395 |
| 2007 | 88,400 | 71,608 | 16,792 | 2017 | 73,100 | 61,375 | 11,725 |
| 2008 | 93,669 | 73,646 | 20,023 | | | | |

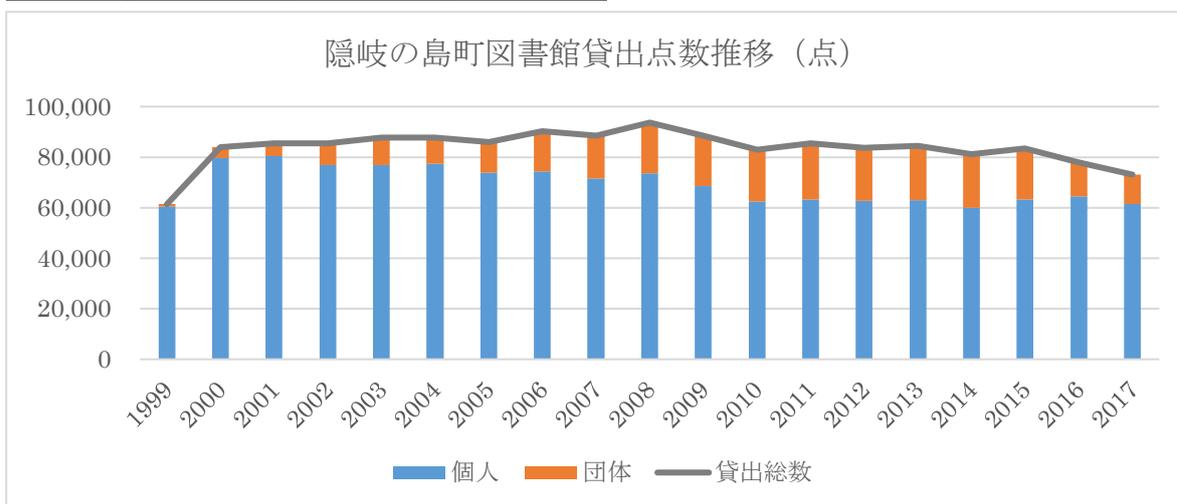
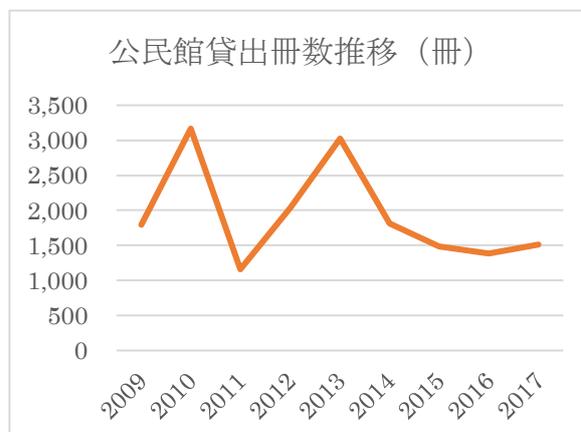


表3 公民館貸出冊数

| 西暦 | (冊) | 西暦 | (冊) |
|--------------------|-------|------|-------|
| 2008 | 37 | 2013 | 3,021 |
| 2009 ¹² | 1,791 | 2014 | 1,815 |
| 2010 | 3,167 | 2015 | 1,486 |
| 2011 | 1,159 | 2016 | 1,385 |
| 2012 | 2,045 | 2017 | 1,512 |



¹² 公民館等に図書館システムの導入

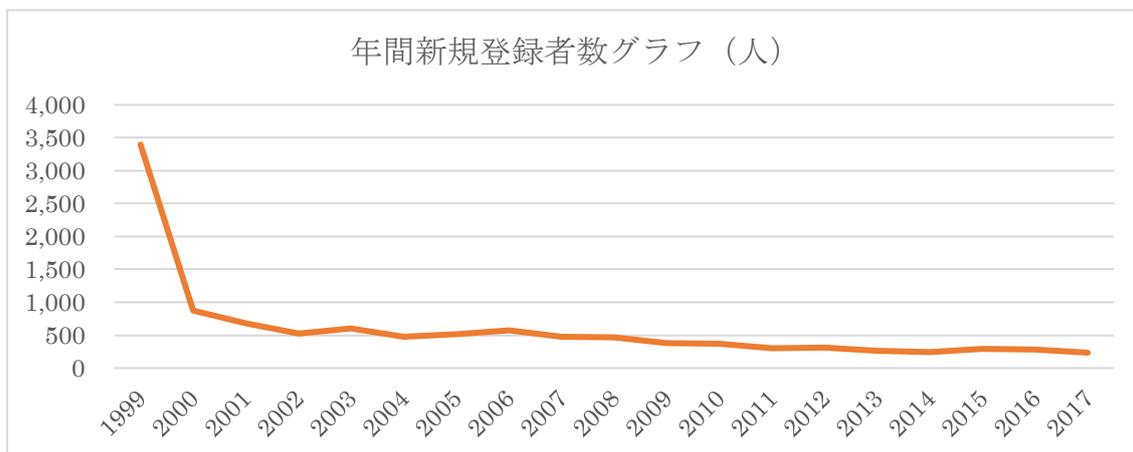
3. 利用登録者数

図書館利用登録者数（以下、登録者数）は、1999年から2017年度までの総数で11,060人（人口の約76.4%）となります。しかしこの人数には、町外への転出などによって図書館を利用しなくなった人も多く含まれています。5年以内に貸出サービスを利用した登録者数は、2017年度末で4,108人（人口の約28%）となります。各年度の新規登録者数は表4のとおりとなります。

表4 年間新規登録者数（人）

| 西暦 | 新規登録者数 | 西暦 | 新規登録者数 |
|------|--------|------|--------|
| 1999 | 3,396 | 2009 | 378 |
| 2000 | 870 | 2010 | 368 |
| 2001 | 677 | 2011 | 306 |
| 2002 | 525 | 2012 | 308 |
| 2003 | 602 | 2013 | 259 |
| 2004 | 472 | 2014 | 245 |
| 2005 | 516 | 2015 | 293 |
| 2006 | 574 | 2016 | 278 |
| 2007 | 473 | 2017 | 234 |
| 2008 | 467 | | |

一般的な図書館の登録者数の人口比率は30%前後とされています。また、貸出密度上位の公立図書館（以下、上位館）¹³において登録者数の平均は12,685人となり、人口比率は約85%となります¹⁴。公立図書館でも自治体の状況によっては、在勤在学といった人口に含まれない利用登録者が多数いることが想定できます。しかし当館については、離島という状況から人口に含まれない利用者の数は多くありません。



¹³ 「貸出密度上位の公立図書館整備状況 2016」（日本図書館協会、『図書館雑誌』2017年5月号掲載）では、全国の市町村のうち各人口段階で貸出密度（住民一人当たりの貸出資料数）上位10%の市町村の平均数値を算出している。市町村の人口規模毎に数値が挙がっており、ここでは当町と同規模の人口1.0～1.5万人の数値を参考としている。

¹⁴ 前掲の「貸出密度上位の公立図書館整備状況 2016」より、上位館については、人口15,000人として算出した

第2節 図書館運営に関する現状と課題

ここでは、図書館を運営する側の視点からの課題を把握するため、既存の図書館の基本目標に基づいて、運営状況の自己点検を行いました。その結果として、図書館資料やサービスに関する現状と課題は次のとおりとなります。

1. 図書館資料に関する現状と課題

(1) 各種資料の収集・分類・整理・保存

【概要と現状】

各種の資料を収集・分類・整理・保存し、利用者に提供（閲覧・貸出）することにより、個々の学習ニーズに対応するよう心掛けています。開館以来の図書館資料数の推移と各年の受入状況は表5、図書館資料費は表6のとおりです。

① 図書について

図書については、毎年の新規購入だけでなく寄贈図書の集積により年々増加しています。蔵書数は当初の目標であった80,000冊を開館から約15年かけて達成しました。現在は、新規図書の受入とともに、利用の少なくなった図書等を除籍し、蔵書新鮮度¹⁵の向上に心がけています。

蔵書新鮮度について、上位館では、これが0.054であるのに対し、当館は0.026です。また図書館の予算のうち、蔵書新鮮度に関係する図書購入費は上位館が6,185千円に対し、当館は3,000千円です。蔵書新鮮度・図書購入費ともに上位館と比較すると5割程度になっているのが現状です。当館の蔵書新鮮度では、新鮮な書架を維持できているとはいえ、利用者の個々の学習ニーズに十分に対応できていない可能性があります。

また、利用の少ない分野や情報の陳腐化しにくい分野については、蔵書が更新されていないのも現状としてみられます。

② 視聴覚資料について

視聴覚資料については、開館時からVHSやCDを提供しています。映像資料について、近年はDVDが普及しVHSの利用は少なくなっています。そのため、DVDへの更新を毎年行っています。CDについて、音楽資料が中心となり、高齢者など読書が困難な方を対象とした朗読CDの所蔵が少ないです。

¹⁵ ある期間新規に受け入れた蔵書冊数を期間の終わりの蔵書冊数で割った値。本来はすべての蔵書に占める割合だが、当館では閉架図書の半数を除籍対象外となる郷土資料が占めるため、開架図書に占める割合とした。

表5 図書館資料数・受入数

| 西暦 | 図書館資料総数 | 図書(寄託含む) | 視聴覚 | 年間受入数 | 購入数 | 寄贈 | 除籍数 |
|------|---------|----------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 1999 | 39,513 | 38,887 | 626 | 33,300 | 33,300 | | |
| 2000 | 46,702 | 45,565 | 1,137 | 6,233 | 6,233 | | |
| 2001 | 50,835 | 49,312 | 1,523 | 5,475 | 5,475 | | |
| 2002 | 54,041 | 52,463 | 1,578 | 4,604 | 4,604 | | |
| 2003 | 57,689 | 56,069 | 1,620 | 4,728 | 4,728 | | |
| 2004 | 60,413 | 58,772 | 1,641 | 4,250 | 3,836 | 414 | 6 |
| 2005 | 63,221 | 61,548 | 1,673 | 2,911 | 2,328 | 583 | 132 |
| 2006 | 65,730 | 63,969 | 1,761 | 2,637 | 1,785 | 852 | 132 |
| 2007 | 68,179 | 66,447 | 1,732 | 3,026 | 2,256 | 770 | 731 |
| 2008 | 71,516 | 69,682 | 1,834 | 3,127 | 1,852 | 1,275 | 0 |
| 2009 | 72,648 | 70,868 | 1,780 | 2,341 | 1,483 | 858 | 1,322 |
| 2010 | 76,911 | 75,082 | 1,829 | 3,507 | 2,676 | 831 | 1,319 |
| 2011 | 77,533 | 75,630 | 1,903 | 2,452 | 1,671 | 781 | 1,907 |
| 2012 | 80,090 | 78,092 | 1,998 | 2,443 | 1,642 | 801 | 0 |
| 2013 | 81,139 | 79,060 | 2,079 | 2,419 | 1,655 | 764 | 1,460 |
| 2014 | 83,154 | 80,983 | 2,171 | 2,541 | 1,899 | 642 | 610 |
| 2015 | 84,595 | 82,407 | 2,188 | 2,844 | 2,229 | 615 | 1,491 |
| 2016 | 85,442 | 83,193 | 2,249 | 2,240 | 1,536 | 704 | 1,494 |
| 2017 | 85,658 | 83,324 | 2,334 | 2,385 | 1,817 | 568 | 2,188 |

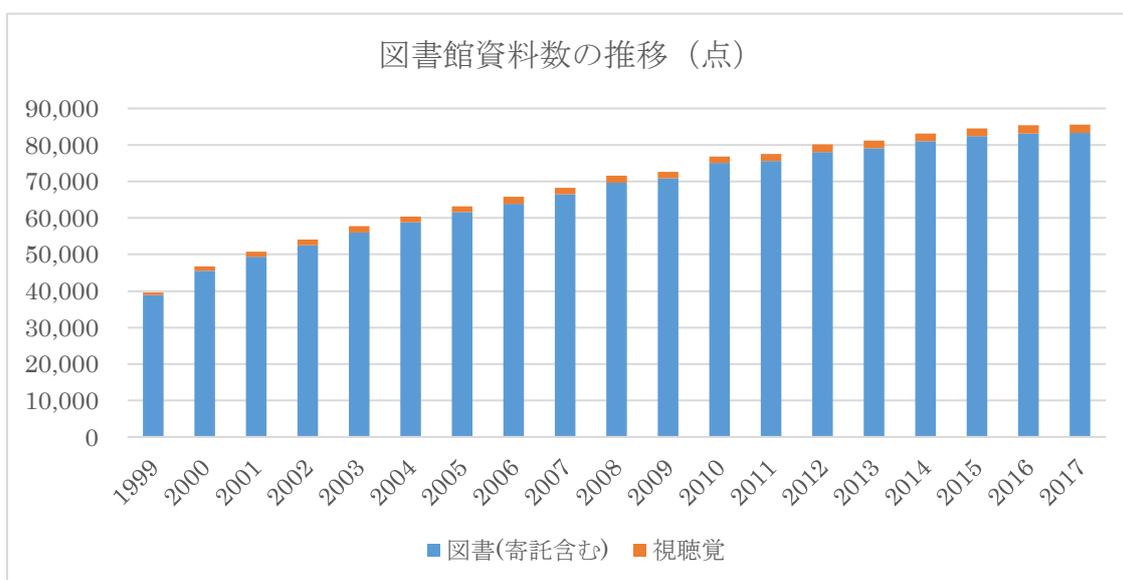
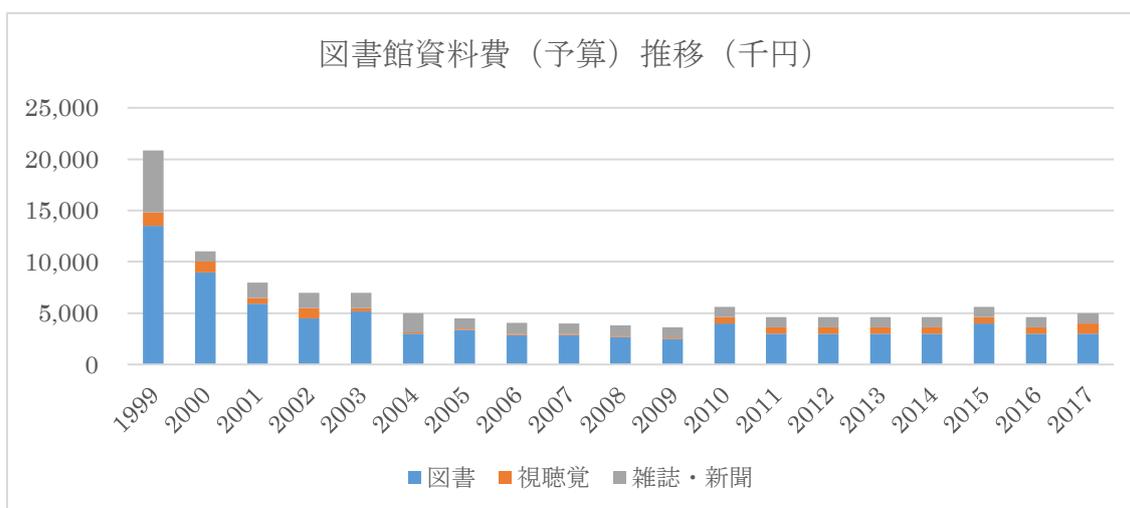


表6 図書館資料費（予算）の内訳（千円）

| 西暦 | 予算総額 | 図書 | 視聴覚 | 雑誌・新聞 |
|------|----------------------|--------|---------------------|---------------------|
| 1999 | 20,800 ¹⁶ | 13,500 | 1,292 ¹⁷ | 6,057 ¹⁶ |
| 2000 | 11,010 | 9,000 | 1,000 | 1,010 |
| 2001 | 8,000 | 5,900 | 600 | 1,500 |
| 2002 | 7,000 | 4,500 | 1,000 | 1,500 |
| 2003 | 7,000 | 5,200 | 300 | 1,500 |
| 2004 | 5,000 | 3,000 | 100 | 1,900 |
| 2005 | 4,500 | 3,400 | 100 | 1,000 |
| 2006 | 4,050 | 2,900 | 100 | 1,050 |
| 2007 | 4,000 | 2,900 | 100 | 1,000 |
| 2008 | 3,800 | 2,700 | 100 | 1,000 |
| 2009 | 3,600 | 2,500 | 100 | 1,000 |
| 2010 | 5,600 | 4,000 | 600 | 1,000 |
| 2011 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2012 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2013 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2014 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2015 | 5,600 | 4,000 | 600 | 1,000 |
| 2016 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2017 | 5,000 | 3,000 | 1,000 | 1,000 |



¹⁶ 1999年の予算総額は推定

¹⁷ 1999年の視聴覚、雑誌・新聞の金額は決算額

③その他の図書館資料について

雑誌・新聞について、新聞は 8 紙、雑誌は 104 誌を提供しています。雑誌のうち、31 誌は町内の団体や個人の方から寄贈を受けています。雑誌・新聞は一部の郷土資料となるものを除いては、発行された年度から一定の年数が経ったものを廃棄しています。

また、現在図書館では電子書籍の貸出はしていません。現在の電子書籍を図書館で提供するためには、提供できる電子書籍の種類が限定されるなどの問題があります。また、既に電子書籍を導入した館の状況からは、電子書籍による利用者の増加は見込めません。そうした現状から、その導入には慎重さが必要となっています。

【課題】

○蔵書の更新に関する課題

- ア. 開架図書における蔵書新鮮度が低い状況にあります。現状よりも多くの新規図書を受け入れ、同時に利用の少ない図書などの除籍が必要です。
- イ. 経済や医療といった情報の陳腐化が早い分野や、料理や家庭菜園など趣味の分野の図書について、常に更新が求められています。利用者の需要に合わせた更新が必要です。
- ウ. 利用の少ない分野や内容の陳腐化しにくい分野についても、古い図書を除籍し、新たな図書を購入することが必要です。
- エ. 児童図書について、個人利用者だけでなく、学校図書館からも、社会情勢や学習内容の変化に対応した蔵書の整備が求められています。授業などで必要とされている内容を把握した上での更新が必要です。

○そのほか図書館資料に関する課題

- ア. VHS は再生機器を所有する家庭が少なくなっており、貸出がほとんどないため、DVD への更新が必要です。
- イ. DVD や CD などの視聴覚資料も、利用状況に応じた更新が必要です。
- ウ. 高齢者や読書が困難な方のための資料（大活字本や朗読 CD など）が不足しています。図書館における社会的障壁を解消するため、今後より一層整備が必要です。
- エ. 利用者から図書や郷土資料等の寄贈を多数いただいています。寄贈された資料を有効活用するために、それらを登録し、利用者へ提供することが求められています。より迅速に利用者へ提供するためには、作業効率を上げるとともに、そうした作業に係る人手の確保が必要です。

(2) 郷土資料の収集・整理・保存

【概要と現状】

郷土資料となる、隠岐に関係する歴史・文化・民俗・産業などの各種資料について、特に力を入れて収集しています。郷土の歴史・自然・文化等の調査研究に利用され、近年は学校のふるさと学習や地域のジオパーク関連の学習でも活用されています。こうした学習活動を支えるために、今後も隠岐や島根県に関する郷土資料を重点的に収集・整理・保存します。

一般に流通する書籍だけでなく、地域の情報を積極的に収集するために郷土資料モニター制度を設けています。モニターの方からの情報提供による収集も行っています。

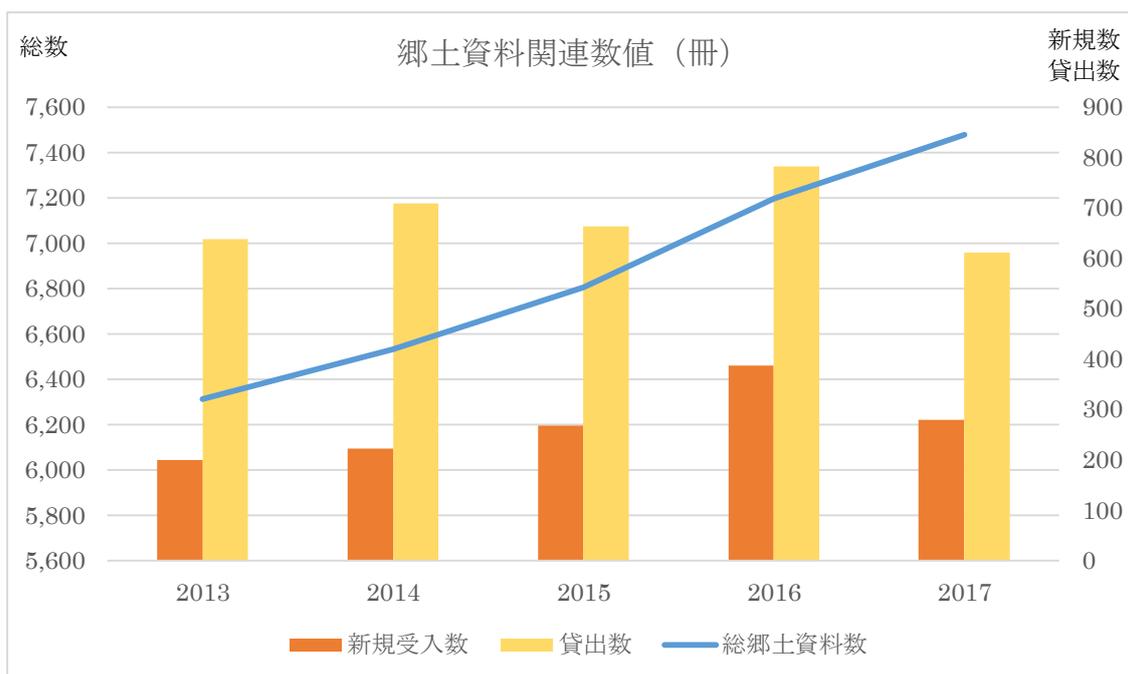
2017年度から郷土資料保存公開事業を開始し、郷土資料のデジタルアーカイブを進めています。昭和期に作成された郷土資料をデジタル化し、資料を複製して保存しています。またこの複製を一般に提供することで、郷土資料の活用の促進に努めています。

しかし、公文書などの現在の町の行政資料について、利用者からの要望に対し、完全には収集できていません。また、古書店や私費出版の郷土資料に対して、情報収集が十分できていません。郷土資料の受入と利用の過去5年間の数値は表7のとおりです¹⁸。

表7 郷土資料の受入冊数と利用冊数

| | 総資料数 | 新規受入数 | 貸出数 |
|--------|--------|-------|------|
| 2013年度 | 6,312冊 | 199冊 | 638冊 |
| 2014年度 | 6,532冊 | 222冊 | 709冊 |
| 2015年度 | 6,805冊 | 268冊 | 663冊 |
| 2016年度 | 7,196冊 | 387冊 | 782冊 |
| 2017年度 | 7,477冊 | 280冊 | 611冊 |

¹⁸ 総資料数には新規受入のほか、除籍数を含む



【課題】

○郷土資料の収集に関する課題

ア. 過去から現在のあらゆる地域の情報を収集・保存することが求められています。古書店組合のホームページなどを利用して情報を収集すると同時に、当館がそうした郷土資料を収集していることを広く町内外に周知することが必要です。

イ. 図書等では分かりにくい地域の祭りや民謡の視聴覚資料を利用者から求められています。しかし、郷土に関する視聴覚資料が少なく、要望に対応しきれいていません。今後関連機関に呼びかけて積極的な収集が必要です。

○そのほか郷土資料に関する課題

ア. 既に収集した紙の資料や古い媒体で記録された視聴覚資料について、量が膨大であり、計画的にデジタル化や媒体の更新を進めることが必要です。

イ. ベータマックスやVHSといった古い媒体で記録された郷土資料も現在の媒体で保存する必要があります。現在は対応する機材も揃わず、対応できていません。古い媒体から変換する方法や、その機材の導入が必要です。

ウ. 郷土資料のデジタルアーカイブについて、より保存・活用を促進するためには職員の専門知識が求められます。今後、作業に当たる職員が研修に参加するなどした上での、事業の継続が必要です。

2. 幅広い情報と資料の提供

【概要と現状】

○レファレンスサービス

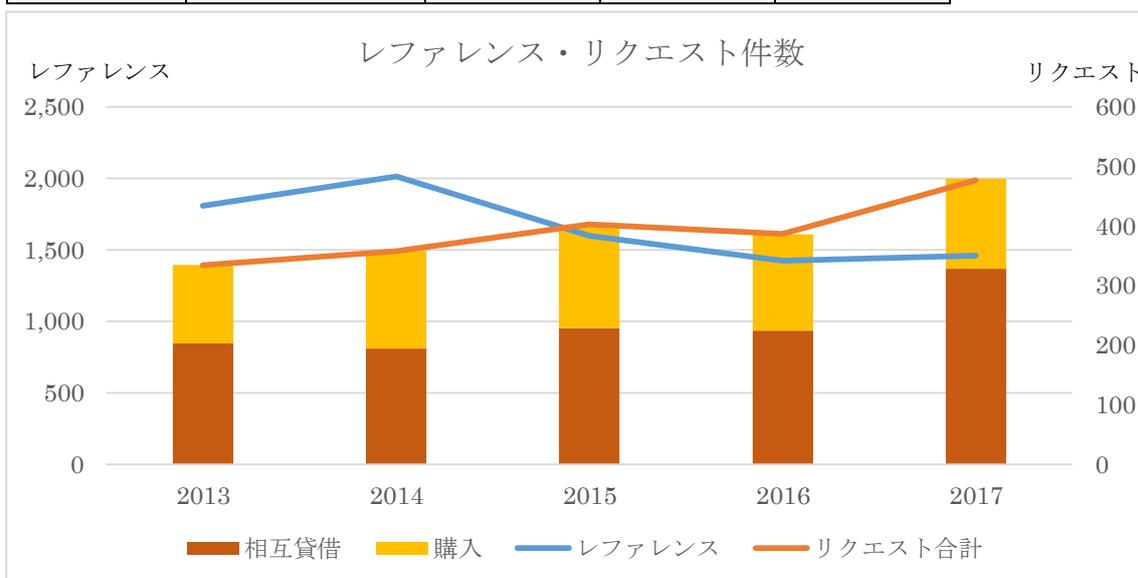
利用者からの図書館資料の所蔵や所在の確認、文献調査、事実調査の依頼に対応するレファレンスサービスを行っています。2008年の図書館法の改正に先立って提言された「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―」で、レファレンスサービスはその充実や高度化に努めることを求められています。当館では、年間1,500件前後行っています。

○リクエスト制度と他館資料の利用

利用者が求める資料を図書館が所蔵していない場合は、リクエスト制度で対応しています。リクエストのあった資料を、他の図書館からの借り受け(以下、相互貸借)や、書店等から購入して対応しています。リクエスト制度について、近年は年間400件前後の利用がありますが、その利用人数は毎年約90~100人です。過去5年間のレファレンス数等は表8のとおりです。

表8 レファレンス件数とリクエスト件数(対応毎の内訳)

| 年度 | レファレンス | リクエスト | | |
|--------|--------|-------|------|------|
| | | 相互貸借 | 購入 | 合計 |
| 2013年度 | 1,805件 | 203件 | 131件 | 334件 |
| 2014年度 | 2,012件 | 194件 | 164件 | 358件 |
| 2015年度 | 1,596件 | 228件 | 174件 | 402件 |
| 2016年度 | 1,424件 | 224件 | 162件 | 386件 |
| 2017年度 | 1,458件 | 328件 | 151件 | 476件 |



【課題】

○レファレンスサービスの課題

ア. レファレンスサービスは、利用者の知的欲求に対応するために有効なサービスです。利用者の求める情報を、より迅速・正確・詳細・丁寧に届けるため、職員の対応力の向上が必要です。

イ. 「知りたい気持ち」を支えるためには、情報を揃えておくことが必要となります。時事などの資料の整備や、情報収集方法の拡充が必要です。

○リクエスト制度に関する課題

ア. 相互貸借や新規購入によって、リクエストのあった図書館資料に関してはほぼ対応できています。しかし、制度の周知が足りないためか、これらを利用する人が少ない状況です。制度の利用者は、図書館利用者の約 10%未滿となっています。アンケートで図書館の知っている制度を問うたところ、リクエスト制度については約 30%、相互貸借については約 34%の利用者・来館者が制度を知っていると回答しました¹⁹。蔵書の充実にもつながるこれら制度について、利用の促進と周知が必要です。

3. 遠距離地域へのサービス提供と他の施設等との連携

【概要と現状】

生活の中に本がある環境づくりが求められ、図書館から遠距離となる住民の方を対象に、各公民館等と連携し、図書館資料の配本や、各施設で相互に図書等の貸出ができるシステムを構築しています。各施設への配本は 1 回につき 100～500 冊程度を貸し出し、年間 2～4 回の入れ替えを行っています。

また、町内の小・中学校へ、1 ヶ月 100 冊を限度として団体貸出を実施しています。保育所・学校・公民館などの施設との連携では、関係者の支援を受けながら、様々な形の読書活動を推進しています。

【課題】

○遠距離サービスに関する課題

ア. 公民館図書室は、他の目的で公民館に来館した方が主に利用する傾向にあります。公民館へ来館できない方へのサービスの確立が必要です。

イ. 各公民館図書室が施設同士や図書館と相互貸借できること等のシステムの周知が必要です。

○連携対象に関する課題

ア. 保育所や学校との連携がある一方で、高齢者施設や医療機関等との連携が確立されていません。連携を推進する対象や方法の検討が必要です。

¹⁹ 本計画策定のためのアンケートの回答のうち、来館者・利用者の回答による

4. 乳幼児期からの読書環境の整備

【概要と現状】

島根県は島根県立図書館を中心に「子ども読書県しまね」として取り組んでいます。隠岐の島町も2012年に「隠岐の島町子ども読書活動推進計画」を策定しました。こうした取組等を背景に、乳幼児から絵本に親しむ機会を作り、子どもの読書推進活動の充実を図り、次の事業を行っています。

①乳幼児から絵本に親しむ機会の提供

4ヵ月児・3歳児へ絵本を贈る、ブックスタート事業をボランティア・隠岐の島町役場福祉課とともに行っています。

②子どもの読書を推進する活動

子どもを対象とした読み聞かせの「はじめてのえほん」、「おはなしのへや」などを実施しています。

③親と子の読書活動普及事業

保護者のみ、もしくは親子を対象に親子読書を推進する啓発活動を行います。また、幼児・児童読書普及事業として2015・2016年度に島根県立図書館の事業指定を受け、読書普及指導員を招聘しました。

④しまね子育て絵本の貸出

保育所や子育て支援センターなどに対して、島根県立図書館から寄託された「しまね子育て絵本」を各施設に貸し出しています(2箱3ヶ月)。2016年度は延べ84箱(2,520冊)の利用がありました。

【課題】

乳幼児期からの親子読書の大切さを保護者に理解していただくため、講座等を開催していますが、参加者は固定化しています。親子での読書に興味のない利用者や、図書館を利用しない住民といった、現在講座等に参加していない方へ、興味を抱かせるきっかけ作りが必要です。

5. 様々な情報の発信

【概要と現状】

図書館ホームページを2007年度に開設し²⁰、図書館の利用案内や開館日カレンダー等を掲載しています。イベントや講座等の開催については、その都度ホームページに記事を掲載し、町内放送を行うなど周知に努めています。

また、図書館の活動や新規受入図書等の情報を掲載した図書館通信「読まんかね」を2005年度から毎月発行し、図書館内や公共施設で配付しています。2018年度からは町内回覧を実施しています。この他に、中高生向け図書館通信「プレジャー」を年3回発行し、町内の全中学生・高校生へ配付しています。

²⁰ 図書館ホームページは開設後、2015年度にリニューアルした

【課題】

既存の情報発信方法が、十分であるとは言い難い状況にあります。既存の方法を継続しながら、新たな情報発信方法を構築することが必要です。

6. 図書館施設の活用

【概要と現状】

公立図書館を巡る社会状況が変化し、現在の図書館は多様な学習機会を提供することが望ましいとされています。これまで図書館は、読書を楽しみ、学習に励むために、館内が静かであることが求められてきました。しかし生きがいつくりやまちの交流のための利用など、公民館的な多様な目的に対応した施設としての需要も高まっています。

図書館では、展示コーナーや研修室などの館内施設を活用して、新たな役割へ対応しています。展示コーナーでは、地域の方々の作品や文化財に関する展示などを実施しています。研修室では、図書館講座などを行うだけでなく、開放事業として他機関の主催する講座などの会場に提供しています。また、読み聞かせやよるとしよなど、現在行っている事業ではボランティアも活躍しています。

【課題】

- ア. より多様な学習環境の提供という点においては、町内の講師だけでなく、より専門的な町外の講師による講座も必要です。
- イ. 研修室で行われている講座は、地域課題の解決をテーマとしたものは多くありません。図書館を利用していない方を来館させるきっかけとするためにも、新たな講座主催団体や、講座のテーマが必要です。
- ウ. ボランティアの高齢化が問題となっています。新たなボランティアの募集や、ボランティアをしやすい環境の整備が必要です。

第3節 アンケートから見えること

今回の図書館振興計画策定にあたり、図書館の主な利用者となる隠岐の島町民が求めていることを把握するため、「隠岐の島町図書館に関するアンケート」調査を行いました（調査期間：2017年9月1日～9月15日）²¹。この調査の結

²¹ 【アンケートの方法】

- ①無作為に抽出した16歳以上の町民1,000人に、郵送のアンケート調査を実施。回答者は、図書館を利用しているか利用していないかで、それぞれの回答用紙に回答。
- ②隠岐の島町図書館に実際に来館した方を対象にアンケートを実施。

果を基に、利用者・非利用者が求めていることをまとめました。

図書館の利用者と非利用者の回答には、少数意見に違いはありますが、大きな要望としては大方同じような意見や傾向がみられます。

1. 図書館へのアクセス方法の拡充

郵送アンケートの内、非利用者が図書館を利用しない理由として、約 27%の方が「図書館が遠い」と回答しました。またどのようなサービスがあれば図書館を利用してみたいですか、という問いに対して、自由回答で図書館へのアクセスが良くなればという意見もありました。

本町の住民の自家用車利用率は高いです。しかし、本町の高齢化率も高く、バスなどの公共交通機関の利便性も良いとは言えないことから、自宅から図書館への移動が困難な住民が多いことも確かです。

2. 開館日や開館時間の調整

図書館を利用する方（来館者及び、郵送アンケート利用者）の内、図書館に望むこととして、約 20%の方が開館時間を長くする、約 6%の方が開館日を増やす、約 7%の方が休館日を変更することを選択しています。また非利用者の約 15%が開館時間・開館日に利用できないことを利用しない理由としています。回答者の種類を問わず、開館日・開館時間を増やすことを自由回答に記す方も多くいました。

利用したい側の要求に応えることは図書館利用の促進にとって重要なことですが、要求のまま開館日の増加・開館時間の延長を行うことは現在の職員体制では困難です。現在の体制と住民からの要求のバランスを考慮した、フレキシブルな開館日・開館時間とすることが必要です。

3. 視聴覚資料の充実

視聴覚資料については、図書館の利用・非利用を問わず約 22%の方が、その充実を望んでいます。来館者に図書館資料の満足度を問うたところ、図書については種類・数ともに、70%以上の方が満足・やや満足と回答しました。しかし、視聴覚資料については種類・数とも満足・やや満足と回答した方は 20%に満たず、20%以上の方が不満・やや不満と回答しました。視聴覚資料について、図書に比べると来館者の満足度が低いという現状が窺えます。

【アンケートの回答数】

①利用している方：164 人、利用していない方：237 人

②来館者：188 人

また非利用者に対し、どんなサービスがあれば図書館を利用するかと問うたところ、約 13%の方が視聴覚資料の充実をあげました。この比率は最も多かった「条件に関わらず利用しない」に次いで高いものです。視聴覚資料を整備することで、新たな図書館利用者の獲得につながる可能性があります。

こうした視聴覚資料を求める傾向は、現状の視聴覚資料の所蔵数や種類の他、近年の町内のレンタルショップの撤退も影響していると考えられます。

4. 図書館サービスの周知

図書館を利用する理由について、約 53%の方が「本や雑誌を読む」と回答しました。また、図書の実用性を求める声は、来館者・利用者・非利用者ともにありました。その一方で、「資料のリクエスト」を知っていると答えたのは、来館者・利用者の内の約 30%に、非利用者に至っては約 5%に留まりました。一部サービスについては利用者からの認識度が低いことが窺えます。既存のサービスが認識されることで解決につながる要望もあると考えられます。図書館の利用者に対して改めて図書館サービスを周知する必要があります。

また、非利用者の意見から、少数ではありますが、インターネットが普及する中、サイト上で電子書籍を読み、入手することができるため、図書館を利用する必要がないと考える方もいました。図書館を利用していない方が、図書館を読書や本を貸し出すだけの施設と考えている可能性もあります。図書館が行っている様々なサービスを町民の方により知っていただくことが必要です。現在「読まんかね」などの広報誌やホームページなどで、図書館のサービスやイベントなどの周知を図っています。しかし前段のとおり、実際の利用者にもサービスの周知が十分ではないのが現状です。現在の周知方法の見直しが必要です。

5. 図書館施設の改善

これまでの図書館は館内が静かであることが求められてきました。アンケートでも静かな空間であり、満足しているという回答がありました。しかし同時に、利用者・非利用者ともに、談話や飲食ができ、子供たちを遊ばせながら本に親しめる施設であることを求めています。また非利用者の図書館を利用しない理由では、図書館が騒がしいと答えた人よりも、図書館に利用しづらい雰囲気があると答えた人の方が多かったです。

現在の図書館をめぐる全国的な状況から、余暇を楽しみ、その場での知り合いと交流するなど、公民館的な施設として需要が高まることが予想できます。様々な利用者の中で、開館時間と同様にそのすべての要望に応えるのは困難です。乳幼児連れの方を奨励するファミリータイムを設ける、時間帯で主となるサービス対象者を分けるなどの対応策が必要です。

第4章 目指すべき図書館のすがた

第1節 図書館運営の基本理念

基本理念：「町民の暮らしに生きる図書館」

隠岐の島町図書館は、文化的な生活の核となる施設として、人と人とのつながり・ゆとり・やすらぎの場となるよう努めます。同時に、生涯学習施設として、図書館資料や情報の提供をとおして、すべての人の知る自由を保障します。

また、町民が自主的に学習できる環境を整備することにより、一人ひとりの成長と地域課題の解決によるまちづくりに貢献します。

第2節 基本目標

1. まちの情報拠点としての図書館づくり
2. すべての町民の学びを支える図書館づくり
3. 人と人との交流とまちづくりを支える図書館づくり
4. 安心・快適な図書館づくり

第3節 目標に対する施策と事業

基本目標に基づき、次の基本施策を定めます。

1. まちの情報拠点としての図書館づくり

- 【基本施策】
- (1) 図書館資料の提供
 - (2) 視聴覚資料の充実
 - (3) リクエスト制度の周知
 - (4) 図書館情報の発信

(1) 図書館資料の提供

幅広い分野で、すべての年代の方を対象に図書館資料を提供します。その利用状況を把握し、新鮮な蔵書を提供できるよう留意します。

郷土資料について、過去から現在にかけての地域情報を収集します。隠岐

に関する情報を図書館に集約できるよう、町内外を問わず広く情報を収集し、貴重な郷土資料の散逸を防ぎます。また、他の機関と連携して資料のデジタル化を図ります。デジタル資料の公開方法についても検討し、広く住民以外の方も活用できるシステムの構築を目指します。

【事業】

①図書館資料の整備

- ア. 新たな蔵書を整備し、利用者に提供します。
- イ. 利用状況に応じて図書を除籍し、蔵書新鮮度の向上に心がけます。
- ウ. 過去から現在の隠岐に関する資料（郷土資料）を収集します。
- エ. 島外の古書店などにある郷土資料を収集します。

②図書館資料の収集のための情報発信

- ア. 町内の企業や団体に図書館への資料や情報の提供を依頼します。
- イ. 行政資料を収集できるよう、関係機関へ働きかけます。
- ウ. 広報誌等で資料収集のための情報提供を呼びかけます(年1回以上)。

③図書館資料の提供

- ア. すべての方へ図書館資料を閲覧・視聴のために提供します。
- イ. 利用登録者へ図書館資料を貸し出します。
(資料貸出制限 図書：10冊3週間まで 視聴覚：3点1週間まで)
- ウ. 図書館資料や隠岐に関する問い合わせに対応します。

④テーマ毎の館内での図書館資料紹介

- ア. ジオパークコーナーを設置します。
- イ. 図書館玄関と玄関正面で毎月特集テーマを設けて資料を紹介します。

⑤「まちの情報ひろば」で情報の発信

- ア. 町内で制作・発行されるチラシやパンフレットを収集し、配布します。
- イ. そのほか一般に流通していない資料に関する情報を収集します。

⑥国立国会図書館デジタル化資料送信サービス²²

- ア. 国会図書館が作成したデジタルデータを図書館内で提供します。
2019年度 サービス提供の準備(PC環境・規約等の整備)
2020年度 サービス提供開始

⑦郷土資料の保存公開

- ア. デジタルアーカイブ事業を推進し、保存活用に努めます。
- イ. 郷土資料の既存の媒体が劣化する前にデジタルデータを作成します。
- ウ. 関係機関と連携し、所蔵資料の住み分けやその情報を共有します。
- エ. 郷土資料を長期的に保存・管理するための書庫環境を改善します。

²² 国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービス

オ. デジタル化した郷土資料を活用します。

2019～2020 年度 デジタル化資料の公開・活用方法の検討
2021 年度～ 事業実施

(2) 視聴覚資料の充実

視聴覚資料を利用状況等から更新します。また、様々な利用者の状況に対応できる視聴覚資料（朗読 CD など）を整備します。

【事業】

①DVD への更新

ア. 利用の少なくなっている VHS を DVD に更新します。

2019 年度～2023 年度 現在の VHS を DVD へ更新

②朗読 CD の整備

ア. 現在所蔵の少ない朗読 CD を整備します。

2019 年度～2023 年度 100 点導入

(3) リクエスト制度活用の周知

リクエスト制度をより利用者が活用できるように周知します。

【事業】

①リクエスト制度活用

ア. リクエスト制度を周知徹底するため広報誌等に掲載します(年 1 回)。

イ. 図書館ホームページにリクエストの申込用紙を掲載します。

(4) 図書館情報発信

図書館のサービスや講座などのイベント開催情報を発信します。

【事業】

①広報誌での情報発信

ア. 毎月発行の「広報隠岐の島」や、「お知らせ便」へ記事を掲載します。

イ. 図書館報「読まんかね」を発行し、町内回覧します。

②図書館ホームページでの情報発信

ア. 図書館の基本情報や提供しているサービスを掲載します。

イ. 図書館でのイベントや講座などの開催を広報します。

③防災行政無線（町内放送）での情報発信

ア. 講座やイベントの情報を町内に放送します。

④図書館年報の作成及び配布

⑤新たな発信の方法の検討

ア. より多くの方へ図書館や隠岐の情報を提供する方法を調査します。

2. すべての町民の学びを支える図書館づくり

- 【基本施策】
- (1) 乳幼児期からの図書館利用の啓発
 - (2) 児童生徒の読書活動の支援
 - (3) 働き盛り世代の図書館利用の促進
 - (4) 高齢者や障がい者の読書環境の保障

(1) 乳幼児期からの図書館利用の啓発

図書館を利用することは様々な本と出会うきっかけとなります。乳幼児期から本に触れることが、将来にわたる豊かな読書習慣の醸成に役立つことを周知し、より多くの方々が家族で来館できる施設を目指します。

【事業】

①親子読書の啓発活動

ア. 保育所や子育て支援センターと連携し、乳幼児の保護者へ親子読書の大切さや図書館への来館を促す取組を実施します。

2019年度～ 乳幼児のいる世帯に啓発チラシの配布（年1回）

イ. 保育所等への出前講座を実施します（島根県立図書館読書普及指導員の招聘、1年に3ヶ所）。

②ファミリータイムの設定

ア. 乳幼児を連れての方が気軽に図書館に来館できる時間を設定し、来館を促します（毎週日曜日午前10時～12時）。

イ. 時間中にはおはなし会を実施し、そのあとでブロックなどのおもちゃを開放します。

ウ. 時間中に館内にファミリータイムであることを掲示し、その他の利用者の方に乳幼児の声などに理解を求めます。

③しまね子育て絵本の貸出

ア. 保育所など関連機関へ貸し出します。

④子どもの読書を推進する活動

ア. 乳幼児や幼児・児童といった対象毎の読み聞かせの会を開催します。

乳幼児：「はじめてのえほん」（毎週日曜日午前10時30分～11時）

幼児・児童：「おはなしのへや」（毎週土曜日午後3時～3時30分）

⑤ブックスタート、ブックスタートプラスの実施

ア. 隠岐の島町のすべての子どもに絵本をプレゼントします。

4ヵ月児：健診時に読み聞かせと絵本2冊をプレゼント

3歳児：健診時に引換券を配付し、図書館等でプレゼント

(2) 児童生徒の読書活動の支援

町内の小中学校と連携し、図書館資料をより活用できるような環境を整えます。授業内容に対応した蔵書を整備し、子どもたちの学びを支援します。

【事業】

①学校の教員及び学校司書との連携

- ア. 各学校の担当者との情報交換をします（年1回）。
- イ. 学校司書等との合同研修をします（年1回以上）。
- ウ. 授業内容に対応した資料を整備します。

②中高生向け図書館通信「プレジャー」の発行

- ア. 中高生向け図書館通信を発行します（年3回）。
- イ. 学校を通じて、町内の全中高生へ配付します。

(3) 働き盛り世代の図書館利用の促進

すべての方の学習を支える施設として、様々な図書館サービスがあることを周知します。個々人の抱える課題に対応できるような施設を目指し、イベントの企画や蔵書の整備を行います。

【事業】

①ビジネス・就労関連情報の充実

- ア. 職業に関する個別の課題などを抱えている方に、課題解決のヒントとなるような資料や、就労に関する情報を提供します。
- イ. 課題解決のための講座を開催します（年1回）。
- ウ. カウンターでインターネット利用可能なデスクトップパソコンを提供します（2台）。

②図書館認識の刷新

- ア. 積極的にレファレンスや視聴覚資料の提供、展示コーナーなどの施設活用を広報し、図書館が「本を貸し出す」だけではないことを発信します。
- イ. 町内に図書館へアクセスするための看板を設置します。

③利用登録者率の向上

- ア. 町の人口に対する図書館の利用登録者率を向上させます。
- イ. 講座や展示、催しについて、これまでに図書館を利用していない人が足を運ぶきっかけとなるような内容や方法を検討し、実施します。

(4) 高齢者や障がい者の読書環境の保障

隠岐の島町社会福祉協議会、高齢者施設等と協議・連携し、図書館に来館することが難しい方からの要望を集めます。また、各地域の公民館とも連携

を強化し、より多くの方が図書館とつながることのできるサービスを目指します。

【事業】

①来館困難な方へのサービス

ア. 関係機関を通じて、要望を収集し、サービスを提供します。

2019年度 図書館に来館困難な方からの要望収集

2020年度 関係機関と協議し、図書館サービスの検討、適宜提供

②公民館図書室との連携

ア. 公民館図書室に図書を配本します

(各公民館と協議のうえ年間2～4回)。

イ. 図書館司書と公民館職員との合同研修を行います。

3. 人と人との交流とまちづくりを支える図書館づくり

- 【基本施策】
- (1) 地域の課題への対応の充実
 - (2) 施設の有効利用と他施設との連携
 - (3) 施設を活用した催し等の開催

(1) 地域の課題への対応の充実

図書館が核となって地域課題を解決に導くような事業を展開します。特に暮らしの中の課題や疑問を解決する機会となるよう、法律や医療、健康、ビジネスなど生活に根付いた内容の充実を図ります。

【事業】

①地域課題対応のための講座開催

ア. 図書館利用者同士が課題を把握・共有するための場を設け、講座を開催します。

2019年度～ 年2回開催

2022年度～23年度 島外講師の招聘

イ. 調べ方ガイド（パスファインダー）やブックリストを作成します。

対象分類： 2019年度 医療、健康

2020年度～2021年度 法律、子育て

2022年度～2023年度 ビジネス

(2) 施設の有効利用と他施設との連携

図書館は住民の子育てや成長・学習・憩い・交流の場でもあります。住民が何を必要としているかを把握するべく調査し、他施設との連携を図りながら、よりニーズに合った施設となることを目指します。

【事業】

①研修室の多目的利用への対応

ア. 関係機関と連携し、子育てサークルなどを開催します。

イ. 団体利用のない時間帯は学習スペースとして開放します。

2020年度 町関連機関への説明・招致

2021年度 サークル活動の場として開放（年2回）

②交流カフェ開催

ア. テーマを設定し、利用者同士の交流の場を提供します（年2回以上）。

③館内での飲み物利用

ア. 現在の雑誌スペースだけでなく、研修室での飲み物利用の方法を検討し、適宜サービスを開始します。

(3) 施設を活用した催し等の開催

図書館内にある、研修室や展示コーナーを活用した事業を展開します。

【事業】

①図書館開放事業

ア. 図書館研修室を会場とする、外部機関による講座を誘致します。

2019年度～2020年度 年2回実施

2021年度～2023年度 年3回実施

②住民主体事業

ア. 図書館に関わるグループ（おき民話の会、隠岐アゴラの会、おはなしのへやなど）が図書館で活動する際に場所を提供します。

イ. グループの活動日などをイベントとして周知します。

③図書館展示

ア. 展示コーナーでの各種展示を行います（年6回程度）。

④図書館まつりの開催

ア. 毎年11月に図書館まつりを開催し、古本市等を行います。

4. 安心・快適な図書館づくり

- 【基本施策】
- (1) 柔軟な開館時間の設定
 - (2) 職員の資質や専門性の向上
 - (3) ボランティアとの連携
 - (4) 図書館のバリアフリー化

(1) 柔軟な開館時間の設定

個々人の要求すべてには対応できませんが、季節や曜日による開館時間の検討をします。またその実現のため柔軟な対応ができるような運営を目指します。現在、定期的に行っている「よるとしよ」や、今後予定している開館延長などを通じて、開館時間延長の方法や時間帯などを検討し、実施します。

【事業】

①夜間延長開館

ア. よるとしよの実施

2019年度～2021年度 年3回実施

2022年度～ 年2回実施

イ. 夜間延長開館の実施

2022年度～ 年2日実施

(2) 職員の資質や専門性の向上

利用者の要求に対応できるよう、図書館職員の資質や専門性の向上を図ります。特に資料相談、時事に関する問い合わせ等について、即座に適切に対応できるよう、スキルアップの機会を設けます。

【事業】

①各種研修会への参加

ア. 図書館職員が各種研修会に参加します。

2019年度～2020年度 年4回(1職員1回×4人)

2021年度～2022年度 年5回(1職員1回×5人)

2023年度～2024年度 年6回(1職員1回×6人)

②職員研修会の開催

ア. 図書館職員同士でテーマを設け、自主研修会を開催します(年6回)。

(3) ボランティアとの連携

読み聞かせや図書館でのボランティアの獲得を目指します。

【事業】

①新規ボランティア募集

ア. 広報誌等で新規ボランティアを募集します(年1回)。

②情報交換会の実施

ア. ボランティアと図書館職員との情報交換の場を設けます(年1回)。

③ボランティア研修会開催

ア. ボランティアの要望などを聞いたうえ、研修会を開催します(年1回)。

(4) 図書館のバリアフリー化

より多くの方が利用しやすい、バリアフリーな環境づくりと蔵書の整備に努めます。

【事業】

①館内サイン改善

ア. 利用者の目線での書架案内の表示を改善します。

②図書館設備の更新

ア. 利用者の利便性を重視し、計画的に図書館内の設備改修を行います。

③ライブラリーカートの設置

ア. 館内で座りながら図書館資料を選べるようなイスを設置します。

④多言語対応

ア. 外国語資料を整備します。

イ. 外国語による利用案内を作成します。

第4節 計画進捗度の検証と実績の評価方法

教育大綱に沿い、「町民の暮らしに生きる図書館」を目指して、本計画を実行します。

本章第3節の施策・事業を隠岐の島町図書館が中心となって行います。

図書館は公共施設であり、その特殊性からサービスの評価を数値化することは難しいとされています。そのことを踏まえつつ、次に掲げる数値を今後の目標とします。また、図書館利用者の図書館資料やサービスに対する満足度の向上を目指します。本計画策定にあたって行ったアンケートでは、満足度は多くの項目で60%以上となっています。しかし、60%に満たなかった項目もあり、それらについて特に満足度の向上を目指します。年度ごとに諸事業における数値の達成度の検証や評価を行い、次年度以降に反映させます。さらに図書館に対する満足度について2023年度に改めて調査し、次の5ヵ年の事業の設定や展開に反映させます。

これらにより、計画に沿った基本目標の達成を目指します。検証作業は、図書館及び教育委員会事務局が行います。その評価内容は、教育委員会及び図書館運営委員会に諮った上で公表します。

数値目標

1. 図書館資料に関する数値目標（単位は予算を除いて点）

| (1) 図書 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2028 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度末蔵書数 | 81,000 | 81,200 | 81,000 | 80,800 | 80,600 | 80,000 | 80,000 |
| うち開架 (A) | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |
| うち閉架 | 21,000 | 21,200 | 21,000 | 20,800 | 20,600 | 20,000 | 20,000 |
| 購入数 (B) | 1,750 | 2,300 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 2,200 | 2,200 |
| 寄贈図書受入数 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 除籍図書数 | 2,500 | 2,500 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,200 | 2,600 |
| 図書購入予算 (千円) | 3,000 | 4,100 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 4,000 | 4,000 |
| 蔵書新鮮度 (B÷A) | 0.029 | 0.038 | 0.050 | 0.050 | 0.050 | 0.037 | 0.037 |

計画前の10年間(2008年度～2017年度)購入数:18,460冊

⇒蔵書新鮮度 0.3(18,460÷60,000=0.3)

計画期間の10年間購入数:24,500冊

(2018～2023年度購入数:13,500冊、2024～2028年度購入数:11000冊)

⇒蔵書新鮮度 0.4(24,500冊÷60,000冊=0.4)

※蔵書新鮮度前10年に比較して0.1アップを目指す

| (2) DVD | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2028 |
|---------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度末所蔵数 | 745 | 890 | 1,035 | 1,180 | 1,325 | 1,470 | 1,795 |
| 新規購入数 | 80 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 75 |
| 除籍数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 10 |

2023年度まではVHSをDVDに入れ替えることを目標とし、それ以降は毎年75点(2017年度の約1.5倍)の購入を目標とする

除籍はこれまでの破損等による数値を参考として、2024年以降は年間10点程度を想定する

2. 図書館利用状況に関する数値目標

| | 2017 | 2023 | 2028 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 利用登録者率 (%) | 28 | 30 | 33 |
| 年間来館者数 (人) | 57,846 | 54,000 | 56,000 |
| (町の人口比) * | (4倍) | (4.2倍) | (4.5倍) |
| 年間貸出数 (点) | 73,100 | 74,000 | 80,756 |
| (人口1人あたり点数) | 5.0 | 5.8 | 6.5 |

* 町人口は隠岐の島町総合振興計画(2010年)より推定、(2025年12,877人、2030年12,424人)

数値目標

3. 図書館利用満足度数値目標（単位 %）*

| | 2017 | 2023 | 2028 |
|------------------|------|------|------|
| 図書館資料全体 | 56 | 60 | 60 |
| 視聴覚数 | 17 | 50 | 60 |
| 視聴覚の種類 | 18 | 50 | 60 |
| 図書館サービス全体 | 79 | 80 | 80 |
| 図書館展示 | 54 | 60 | 60 |
| 館内インターネット | 32 | 35 | 60 |
| イベント・講座 | 42 | 50 | 60 |
| 図書館ホームページ | 29 | 40 | 60 |
| 予約・リクエスト | 57 | 60 | 65 |
| 問合せ対応 | 60 | 60 | 65 |
| 図書館設備全体 | 82 | 85 | 85 |
| 図書館全体 | 83 | 85 | 85 |
| (新) 図書館が暮らしに活きたか | — | 70 | 80 |

* 満足度に関する数値目標は、アンケート調査の結果、60%以下(小数点以下四捨五入)の数値となった項目を主とした

事業計画表

| 目標 | 施策 | 事業 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | ※ | 2028 | | |
|---------------------|------------------|-----------------------|--------------------------------|------|-----------------|----------|------|-----|------------|--|--|
| まちの情報拠点としての図書館づくり | 図書館資料の提供 | 図書館資料の整備 | | | | | | | | | |
| | | 図書館資料収集のための情報発信 | (継続：年1回情報提供依頼を行う) | | | | | | | | |
| | | 図書館資料の提供 | (継続) | | | | | | | | |
| | | テーマごとの館内での資料紹介 | (継続：毎月) | | | | | | | | |
| | | 「まちの情報ひろば」で情報発信 | (継続：随時) | | | | | | | | |
| | | 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス | 規則等整備 | 開始⇒ | | | | | | | |
| | | 郷土資料の保存公開 | (継続：改善策の検討・実施) | | | | | | | | |
| | 視聴覚資料の充実 | DVDへの更新 | 5年間で750点 (150点/年) | | | | | ⇒完了 | ⇒新規資料受入・更新 | | |
| | | 朗読CDの整備 | 5年間で100点 (20点/年) | | | | | ⇒完了 | ⇒新規資料受入・更新 | | |
| | リクエスト制度活用の周知 | リクエスト制度活用 | 検討 | 実施 | | | | | | | |
| | 情報発信方法の検討 | 広報誌での情報発信 | (継続：毎月1回、町広報内記事・図書館報、適宜、お知らせ便) | | | | | | | | |
| | | 図書館HPでの情報発信 | 検討 | 随時 | | | | | | | |
| | | 防災行政無線での情報発信 | (継続：適宜) | | | | | | | | |
| | | 図書館年報の作成及び配布 | (継続：毎年度) | | | | | | | | |
| | | 新たな発信の方法の検討 | 検討 | | | (段階的に実施) | | | | | |
| すべての町民の学びを支える図書館づくり | 乳幼児期からの図書館利用への啓発 | 親子読書の啓発活動 | 開始⇒ (年1回チラシ配付) | | 子ども読書普及 事業受託 | | | | | | |
| | | ファミリータイムの設定 | (継続：毎日曜午前) | | | | | | | | |
| | | しまね子育て絵本の貸出 | (継続) | | | | | | | | |
| | | 子どもの読書を推進する活動 | (継続：はじめてのえほん・おはなしのへや) | | | | | | | | |
| | | ブックスタート、ブックスタートプラスの実施 | (継続：4ヵ月・3歳児) | | | | | | | | |
| | 児童生徒の読書活動の支援 | 学校の教員及び学校司書との連携 | (継続) | | | | | | | | |
| | | 中高生向け図書館通信の発行 | (継続：年3回) | | | | | | | | |
| | 働き盛り世代の図書館利用の促進 | ビジネス・就労関連情報の充実 | (継続) | | | | | | | | |
| | | 図書館認識の刷新 | 検討 | | | (段階的に実施) | | | | | |
| | | 利用登録者率の向上 | | | | | | | | | |
| 高齢者や障がいのある方の読書環境の保障 | 来館困難な方へのサービス | 検討 | | | (段階的に実施) | | | | | | |
| | 公民館図書室との連携 | (継続：配本年2～4回) | | | | | | | | | |

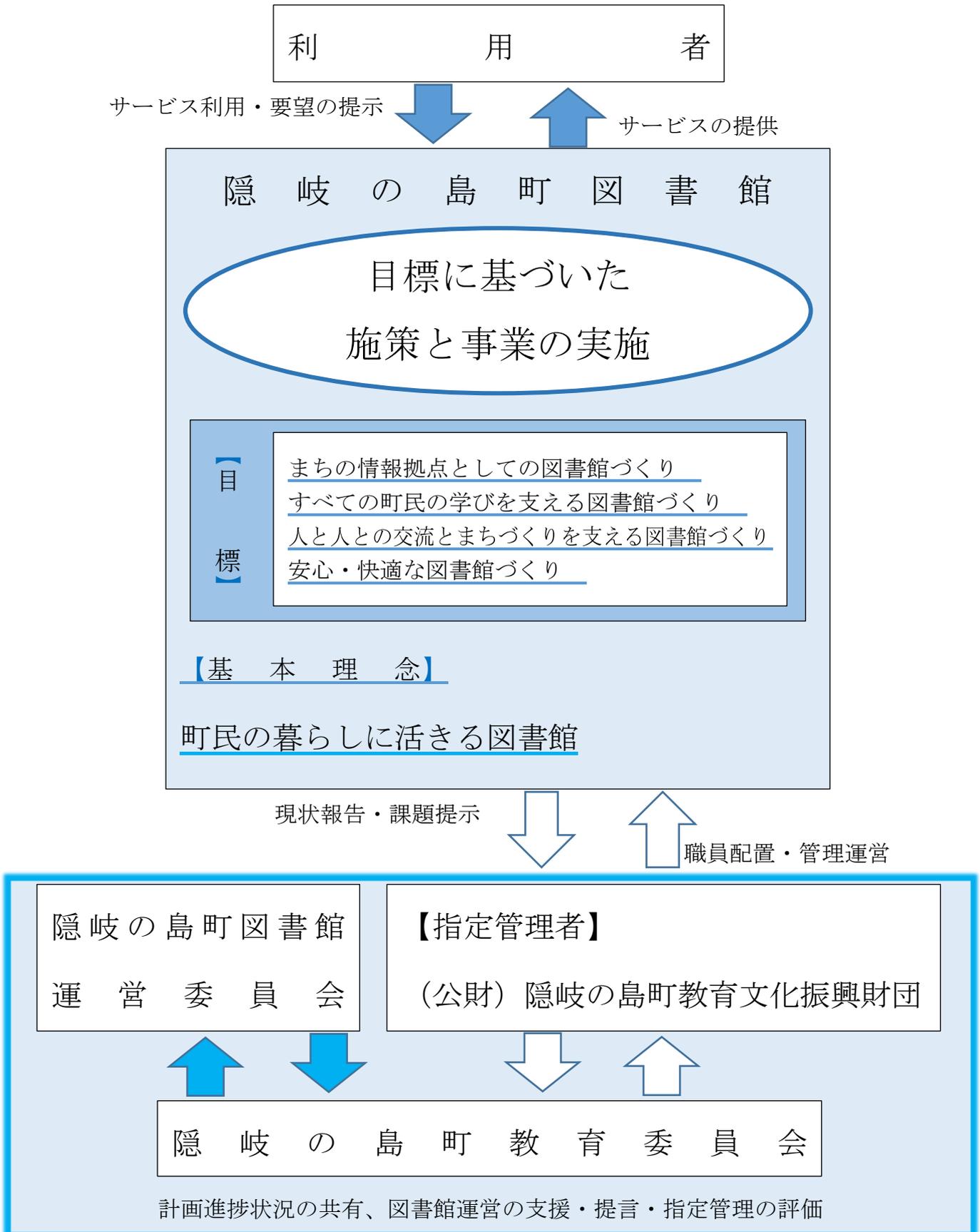
事業計画表

| 目標 | 施策 | 事業 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | ※ | 2028 | |
|-------------------------|-----------------|------------------|-----------------|-------------|--------|------------------------|-------|---|------|--|
| 人と人との交流とまちづくりを支える図書館づくり | 地域の課題への対応の充実 | 地域課題対応のための講座開催 | 年2回実施 | | | 島外講師の招聘 | | | | |
| | | 調べ方ガイドやブックリストの作成 | (段階的に実施) | | | | | | | |
| | 施設の有効利用と他施設との連携 | 研修室の多目的利用への対応 | 検討・周知 | | (年2回～) | | | | | |
| | | 交流カフェ開催 | (継続：年2回) | | | | | | | |
| | | 館内での飲み物利用 | 検討 | 開始⇒ | | | | | | |
| | 施設を活用した催し等の開催 | 図書館開放事業 | (年2回) | | (年3回) | | | | | |
| | | 住民主体事業 | (継続：アゴラ・民話の会など) | | | | | | | |
| | | 図書館展示 | (継続：年6回程度) | | | | | | | |
| | | 図書館まつり開催 | (継続：年1回) | | | | | | | |
| | 安心・快適な図書館づくり | 柔軟な開館時間の設定 | 夜間延長開館 | (よるとしよ：年3回) | | よるとしよ、夜間延長開館 (年2回ずつ開催) | | | | |
| 職員の資質や専門性の向上 | | 各種研修会への参加 | (年4回) | | (年5回) | | (年6回) | | | |
| | | 職員研修会の開催 | (継続) | | | | | | | |
| ボランティアとの連携 | | 新規ボランティア募集 | (継続：年1回以上) | | | | | | | |
| | | 情報交換会の実施 | 検討 | | | (段階的に実施) | | | | |
| | | ボランティア研修会開催 | 検討 | | | (段階的に実施) | | | | |
| 図書館のバリアフリー化 | | 館内サイン改善 | (段階的に実施) | | | | | | | |
| | | 図書館設備の更新 | (段階的に実施) | | | | | | | |
| | | ライブラリーカートの設置 | (段階的に実施) | | | | | | | |
| | | 多言語対応 | (段階的に実施) | | | | | | | |

※2024～2028年度事業については、2023年度に検討・設定する

| | |
|--|-----------|
| | 新規事業・追加事業 |
| | 検討事業 |
| | 現在行っている事業 |

隠岐の島町図書館振興計画推進体制図



隠岐の島町図書館振興計画 資料

資料1 隠岐の島町図書館振興計画策定の流れと体制

策定委員会会議開催ほか

| 開催日 | | 会議ほか |
|-------|-------|--------------------------|
| 2017年 | 2月8日 | 第1回 振興計画策定委員会 |
| | 9月 | 隠岐の島町図書館郵送・来館者アンケート実施 |
| | 11月8日 | 第2回 振興計画策定委員会 |
| 2018年 | 3月20日 | 第3回 振興計画策定委員会 |
| | 5月11日 | 第4回 振興計画策定委員会 |
| | 6月14日 | 第5回 振興計画策定委員会 |
| | 7月11日 | 第6回 振興計画策定委員会 |
| | 7月23日 | 第7回 振興計画策定委員会 |
| | 8月 | 隠岐の島町図書館振興計画（案）パブリックコメント |
| | 10月1日 | 第8回 振興計画策定委員会 |

策定委員会委員名簿

| | 氏名 | 所属など | 備考 |
|------|---------|---------------------------------|---------|
| 委員長 | 池田 眞理香 | 隠岐の島町図書館運営委員会 委員長 ^{*1} | |
| 副委員長 | 佐々木 貴美枝 | 図書館利用者 代表 | |
| | 三田 憲昭 | 島根県立図書館 図書館支援課長 | 2018.4～ |
| | 小室 賢治 | 学識経験者 | |
| | 佐々木 朗 | 学校図書館教育部会 部長 ^{*1} | |
| | 石塚 弘文 | 島根県立図書館 図書館支援課長 | ～2018.3 |

*1 池田・佐々木朗委員については委嘱当時の所属となる

策定委員会事務局

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|--------|--------------------------------------|----------|
| 村尾 秀信 | 隠岐の島町教育委員会 教育長 | 2017.1～ |
| 山本 和博 | 隠岐の島町教育委員会 教育長 | ～2016.12 |
| 吉田 隆 | 隠岐の島町教育委員会 社会教育課課長 | 2018.4～ |
| 中林 眞 | 隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 ^{*2} 課長 | ～2018.3 |
| 曾我部 一彦 | 隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係 課長補佐 | |
| 松田 隆志 | 隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係 | 2018.4～ |
| 野津 哲志 | 隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 ^{*2} 文化振興係 | ～2018.3 |
| 岩崎 ことい | 隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係 | |
| 谷口 彰 | 隠岐の島町立隠岐の島町図書館 館長 | 2018.4～ |
| 佐々木 正人 | 隠岐の島町立隠岐の島町図書館 館長 | ～2018.3 |
| 住田 美津子 | 隠岐の島町立隠岐の島町図書館 司書 | |

*2 2018年4月から生涯学習課が社会教育課へ課名を変更した

資料2 隠岐の島町図書館振興計画関係語彙表

| 語彙 | ヨミ | 意味 |
|------------|------------|---|
| 開架 | カイカ | 一般利用者が書架から直接自由に資料を手にとることのできるスペース |
| 貸出密度 | カシダシミツド | ある期間における貸出延べ冊数をサービス人口で割った値。住民1人あたりの貸出延べ冊数 |
| 視聴覚資料 | シチョウカクシリョウ | 視覚または聴覚に訴える資料。主に文字以外の音声や映像による方法で伝達する |
| 資料 | シリョウ | 研究や調査の基礎となるもの |
| 蔵書 | ゾウシヨ | 受け入れられた資料が累積したもの、図書館サービスの基盤をなす |
| 蔵書新鮮度 | ゾウシヨシンセン | ある期間新規に受け入れた蔵書冊数を期間の終わりの蔵書冊数で割った値 |
| 大活字本 | ダイカツジボン | 弱視者、高齢者ように大きな活字で印刷された図書 |
| 図書 | トシヨ | 文字や図表、絵などが記載された紙葉などを複数枚綴じ合せて冊子の形にしたもの。本、書籍、書物などともいう |
| 図書館資料 | トシヨカンシリョウ | 図書、記録、視聴覚資料、その他の媒体も含め、図書館に必要とされる資料 |
| ブックスタート | ブックスタート | 子どもに絵本を贈る運動。隠岐の島町では教育委員会・役場・図書館がボランティアと共に、4ヵ月児と3歳児を対象に行っている |
| 閉架 | ヘイカ | 一般の利用者に開放されていない書庫スペース |
| よるとしよ | ヨルトシヨ | 隠岐の島町図書館で、午後6時以降に研修室で講座や映画会などを実施、雑誌コーナーをカフェとして開放するイベント |
| レファレンスサービス | レファレンスサービス | 情報を求めて来る利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助 |

資料3 隠岐の島町図書館に関するアンケート調査結果集計表

概 要

【目的】

隠岐の島町図書館に対する、町民の皆さまのニーズや課題を調査・整理することにより、町民の皆さまにより良い図書館サービスの提供を図る。

【配布方法】

①来館者アンケート

調査対象：図書館来館者に配布

②郵送アンケート

調査対象：隠岐の島町在住の16歳以上の方

抽出条件：無作為に抽出した1,000名に配布し、回答者は非利用・利用の別で、それぞれの用紙で回答。

回答期間：平成29年2月20日～3月10日

1. 回答者の基本情報

(1) 年齢

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 |
|-------|--------------|---------|-----|-----|--------|
| | | 利用 | 非利用 | | |
| 10代 | 2 | 7 | 6 | 15 | 2.5% |
| 20代 | 6 | 10 | 11 | 27 | 4.6% |
| 30代 | 32 | 26 | 14 | 72 | 12.2% |
| 40代 | 44 | 26 | 20 | 90 | 15.3% |
| 50代 | 36 | 18 | 26 | 80 | 13.6% |
| 60代 | 41 | 46 | 66 | 153 | 26.0% |
| 70代 | 22 | 22 | 67 | 111 | 18.8% |
| 80代以上 | 4 | 6 | 27 | 37 | 6.3% |
| 無回答 | 1 | 3 | 0 | 4 | 0.7% |
| 計 | 188 | 164 | 237 | 589 | 100.0% |

(2) 居住地域

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 |
|------|--------------|---------|-----|-----|--------|
| | | 利用 | 非利用 | | |
| 西郷 | 115 | 78 | 99 | 292 | 49.6% |
| 東郷 | 12 | 11 | 14 | 37 | 6.3% |
| 中条 | 10 | 16 | 14 | 40 | 6.8% |
| 磯 | 6 | 17 | 20 | 43 | 7.3% |
| 中村 | 5 | 4 | 15 | 24 | 4.1% |
| 五箇 | 14 | 12 | 26 | 52 | 8.8% |
| 都万 | 17 | 13 | 29 | 59 | 10.0% |
| 布施 | 5 | 2 | 4 | 11 | 1.9% |
| 無回答 | 4 | 11 | 16 | 31 | 5.3% |
| 計 | 188 | 164 | 237 | 589 | 100.0% |

(3) 職業

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 |
|-----------|--------------|---------|-----|-----|--------|
| | | 利用 | 非利用 | | |
| 会社員・公務員 | 74 | 54 | 66 | 194 | 32.9% |
| 無職 | 37 | 26 | 78 | 141 | 23.9% |
| 家事専業 | 26 | 15 | 27 | 68 | 11.5% |
| パート・アルバイト | 26 | 20 | 16 | 62 | 10.5% |
| 自営業 | 11 | 17 | 20 | 48 | 8.1% |
| 農林漁業 | 3 | 6 | 12 | 21 | 3.6% |
| その他 | 7 | 8 | 5 | 20 | 3.4% |
| 学生・生徒 | 1 | 11 | 7 | 19 | 3.2% |
| 無回答 | 3 | 7 | 6 | 16 | 2.7% |
| 計 | 188 | 164 | 237 | 589 | 100.0% |

2. 図書館の利用状況

(1) 利用頻度について

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 |
|----------|--------------|---------|-----|-----|--------|
| | | 利用 | 非利用 | | |
| 時々（年に数回） | 21 | 86 | — | 107 | 44.2% |
| 月に2回程度 | 74 | 32 | — | 106 | 43.8% |
| 週に1～2回 | 53 | 15 | — | 68 | 28.1% |
| 月に1回程度 | 31 | 30 | — | 61 | 25.2% |
| 無回答 | 6 | 1 | — | 7 | 2.9% |
| ほぼ毎日 | 3 | 0 | — | 3 | 1.2% |
| 計 | 188 | 164 | — | 242 | 100.0% |

(2) 来館時間について(来館者のみ)

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|------|-----|--------|
| 午後 | 124 | 66.0% |
| 午前 | 36 | 19.1% |
| 無回答 | 16 | 8.5% |
| 終日 | 12 | 6.4% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(3) 来館曜日(複数回答可/来館者のみ)

| カテゴリ | 回答数 | 比率 | 回答者数か らの比率 |
|------|-----|--------|---------------|
| 日曜日 | 70 | 28.5% | 37.2% |
| 土曜日 | 68 | 27.6% | 36.2% |
| 火曜日 | 31 | 12.6% | 16.5% |
| 水曜日 | 23 | 9.3% | 12.2% |
| 木曜日 | 22 | 8.9% | 11.7% |
| 金曜日 | 17 | 6.9% | 9.0% |
| 祝祭日 | 15 | 6.1% | 8.0% |
| 計 | 246 | 100.0% | |

(4) 図書館を利用する理由(複数回答)

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 | 回答者数 からの比率 |
|-------------------|--------------|---------|-----|-----|--------|---------------|
| | | 利用 | 非利用 | | | |
| 本などの資料を利用する | 161 | 126 | — | 287 | 34.2% | 81.5% |
| 館内で本や雑誌を読む | 100 | 88 | — | 188 | 22.4% | 53.4% |
| 調べ物をする | 34 | 51 | — | 85 | 10.1% | 24.1% |
| 余暇を過ごす | 46 | 27 | — | 73 | 8.7% | 20.7% |
| 子どもの付き添い | 27 | 37 | — | 64 | 7.6% | 18.2% |
| 展示の見学 | 17 | 30 | — | 47 | 5.6% | 13.4% |
| イベント・講座に参加する | 10 | 15 | — | 25 | 3.0% | 7.1% |
| 自習などで座席を使う | 7 | 11 | — | 18 | 2.1% | 5.1% |
| チラシ・パンフレットを入手する | 7 | 5 | — | 12 | 1.4% | 3.4% |
| 館内で映像資料・音楽資料を利用する | 6 | 4 | — | 10 | 1.2% | 2.8% |
| 研修室を使う | 7 | 3 | — | 10 | 1.2% | 2.8% |
| その他 | 4 | 4 | — | 8 | 1.0% | 2.3% |
| 職員に調べ物などの相談をする | 4 | 3 | — | 7 | 0.8% | 2.0% |
| パソコンを使う | 4 | 2 | — | 6 | 0.7% | 1.7% |
| 計 | 434 | 406 | — | 840 | 100.0% | |

(5) 図書館を利用する一番の理由(複数回答者有り)

| カテゴリ | 回答数 | 比率 | 回答者数か らの比率 |
|---------------|-----|--------|---------------|
| 趣味や余暇のため | 152 | 75.2% | 80.9% |
| 日常に必要な実用知識を得る | 23 | 11.4% | 12.2% |
| 仕事のため | 11 | 5.4% | 5.9% |
| その他 | 9 | 4.5% | 4.8% |
| 世の中の出来事を知る | 6 | 3.0% | 3.2% |
| 学校の勉強などのため | 1 | 0.5% | 0.5% |
| 計 | 202 | 100.0% | |

(6)～(7)は郵送アンケート(非利用)のみの設問

(6) 図書館を「利用しない」理由
(3つまで回答可)

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|-----------------|-----|-----------|
| 本はあまり読まない | 107 | 45.1% |
| 必要がない | 99 | 41.8% |
| 本は自分で購入している | 99 | 41.8% |
| 図書館までが遠い | 65 | 27.4% |
| その他 | 45 | 19.0% |
| 開館時間・開館日に利用できない | 36 | 15.2% |
| 利用手続きや規則が面倒 | 21 | 8.9% |
| 利用したい資料がない | 18 | 7.6% |
| 利用しづらい雰囲気がある | 12 | 5.1% |
| 図書館を知らない | 8 | 3.4% |
| 施設・設備が良くない | 3 | 1.3% |
| 他の図書館を利用する | 3 | 1.3% |
| 職員の対応が良くない | 2 | 0.8% |
| 館内が騒がしい | 1 | 0.4% |
| 計 | 519 | |

(7) どのようなサービスがあれば図書館を利用するか
(複数回答可/郵送アンケート非利用のみ)

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|-----------------------|-----|-----------|
| 条件に関わらず利用しない | 66 | 27.8% |
| CD・DVDなどの充実 | 30 | 12.7% |
| 図書の種類の充実 | 27 | 11.4% |
| 話題の本を増やす | 25 | 10.5% |
| その他 | 22 | 9.3% |
| 開館時間を長くする | 21 | 8.9% |
| 談話や飲食ができるスペースの設置 | 21 | 8.9% |
| イベントの充実 | 13 | 5.5% |
| 新しいメディアに対応したサービスの充実 | 13 | 5.5% |
| 調べ物や資料の案内の充実 | 11 | 4.6% |
| 体の不自由な方、お年寄りへのサービスの充実 | 11 | 4.6% |
| 閲覧室や自習ができる場所を増やす | 10 | 4.2% |
| 子どもへのサービスの充実 | 9 | 3.8% |
| ホームページの充実 | 7 | 3.0% |
| 開館日数を増やす | 6 | 2.5% |
| 休館日を変更する | 5 | 2.1% |
| 計 | 297 | |

3. 図書館サービスについて

(1) 図書館サービスで知っているもの(複数回答可)

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 | 利用者(352 人)が知る割合 | 回答者全員 (589人)が 知る割合 |
|-----------------|--------------|---------|-----|-------|--------|--------------------|--------------------------|
| | | 利用 | 非利用 | | | | |
| 本などの資料の提供・貸出 | 170 | 149 | 169 | 488 | 15.2% | 90.6% | 82.9% |
| 展示コーナーでの企画展 | 100 | 89 | 69 | 258 | 8.0% | 53.7% | 43.8% |
| 乳幼児へのよみきかせ | 97 | 94 | 59 | 250 | 7.8% | 54.3% | 42.4% |
| 雑誌コーナーでのドリンク | 113 | 100 | 31 | 244 | 7.6% | 60.5% | 41.4% |
| 貸出本の予約 | 118 | 68 | 47 | 233 | 7.2% | 52.8% | 39.6% |
| 映像資料・音楽資料の提供・貸出 | 118 | 75 | 34 | 227 | 7.0% | 54.8% | 38.5% |
| インターネットでの蔵書検索 | 101 | 63 | 32 | 196 | 6.1% | 46.6% | 33.3% |
| 研修室などの自習室の提供 | 87 | 56 | 32 | 175 | 5.4% | 40.6% | 29.7% |
| イベントなどの情報提供 | 76 | 58 | 34 | 168 | 5.2% | 38.1% | 28.5% |
| 資料の複写 | 76 | 44 | 26 | 146 | 4.5% | 34.1% | 24.8% |
| 他の図書館の資料の取り寄せ | 88 | 32 | 17 | 137 | 4.3% | 34.1% | 23.3% |
| 情報検索用パソコンの提供 | 65 | 48 | 24 | 137 | 4.3% | 32.1% | 23.3% |
| 資料のリクエスト | 74 | 33 | 11 | 118 | 3.7% | 30.4% | 20.0% |
| Wi-fiの提供 | 52 | 28 | 14 | 94 | 2.9% | 22.7% | 16.0% |
| 仕事に関する情報コーナーの設置 | 40 | 37 | 5 | 82 | 2.5% | 21.9% | 13.9% |
| 車いすやベビーカーの館内貸出 | 38 | 20 | 5 | 63 | 2.0% | 16.5% | 10.7% |
| 大活字本・拡大鏡の提供 | 40 | 17 | 9 | 66 | 2.0% | 16.2% | 11.2% |
| 授乳スペースの提供 | 25 | 21 | 10 | 56 | 1.7% | 13.1% | 9.5% |
| 対面朗読室の提供 | 22 | 5 | 8 | 35 | 1.1% | 7.7% | 5.9% |
| 公民館を通じた貸出・返却 | — | — | 33 | 33 | 1.0% | — | 5.6% |
| ホームページでの情報提供 | — | — | 14 | 14 | 0.4% | — | 2.4% |
| 計 | 1,500 | 1,037 | 683 | 3,220 | 100.0% | | |

(2) 図書館に望むこと(複数回答可)

| カテゴリ | 来館者 アンケート | 郵送アンケート | | 計 | 比率 | 利用者(352 人)が望む割合 | 回答者全員 (589人)が 望む割合 |
|---------------------------|--------------|---------|-----|-------|--------|--------------------|--------------------------|
| | | 利用 | 非利用 | | | | |
| 新刊本を増やす | 70 | 71 | 25 | 166 | 14.7% | 40.1% | 28.2% |
| 図書の種類の充実 | 72 | 64 | 27 | 163 | 14.5% | 38.6% | 27.7% |
| CD・DVDなどの充実 | 50 | 49 | 30 | 129 | 11.4% | 28.1% | 21.9% |
| 開館時間を長くする | 62 | 37 | 21 | 120 | 10.6% | 28.1% | 20.4% |
| 談話や飲食ができる スペースの設置 | 32 | 39 | 21 | 92 | 8.2% | 20.2% | 15.6% |
| 条件に関わらず利用 しない | — | — | 66 | 66 | 5.9% | — | 11.2% |
| 調べ物や資料の案内 の充実 | 17 | 22 | 11 | 50 | 4.4% | 11.1% | 8.5% |
| 子どもへのサービスの 充実 | 19 | 19 | 9 | 47 | 4.2% | 10.8% | 8.0% |
| イベントの充実 | 16 | 17 | 13 | 46 | 4.1% | 9.4% | 7.8% |
| 閲覧室や自習ができ る場所を増やす | 13 | 22 | 10 | 45 | 4.0% | 9.9% | 7.6% |
| 新しいメディアに対応 したサービスの充実 | 14 | 12 | 13 | 39 | 3.5% | 7.4% | 6.6% |
| 開館日数を増やす | 13 | 16 | 6 | 35 | 3.1% | 8.2% | 5.9% |
| ホームページの充実 | 14 | 12 | 7 | 33 | 2.9% | 7.4% | 5.6% |
| 体の不自由な方、お年寄 りへのサービスの充実 | 7 | 15 | 11 | 33 | 2.9% | 6.3% | 5.6% |
| その他自由意見・そ の他 | 1 | 10 | 22 | 33 | 2.9% | 3.1% | 5.6% |
| 休館日を変更する | 12 | 13 | 5 | 30 | 2.7% | 7.1% | 5.1% |
| 計 | 412 | 418 | 297 | 1,127 | 100.0% | | |

次の満足度 (3) ~ (29) は来館者アンケートのみの設問

(3)本の種類に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 63 | 33.5% |
| やや満足 | 74 | 39.4% |
| どちらともいえない | 27 | 14.4% |
| やや不満 | 12 | 6.4% |
| 不満 | 2 | 1.1% |
| 無回答 | 10 | 5.3% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(4)本の数に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 61 | 32.4% |
| やや満足 | 69 | 36.7% |
| どちらともいえない | 27 | 14.4% |
| やや不満 | 18 | 9.6% |
| 不満 | 4 | 2.1% |
| 無回答 | 9 | 4.8% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(5)雑誌の種類に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 64 | 34.0% |
| やや満足 | 62 | 33.0% |
| どちらともいえない | 39 | 20.7% |
| やや不満 | 14 | 7.4% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 9 | 4.8% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(6)雑誌の数に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 64 | 34.0% |
| やや満足 | 55 | 29.3% |
| どちらともいえない | 42 | 22.3% |
| やや不満 | 16 | 8.5% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 11 | 5.9% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(7)音楽・映像資料の種類に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 13 | 6.9% |
| やや満足 | 20 | 10.6% |
| どちらともいえない | 90 | 47.9% |
| やや不満 | 37 | 19.7% |
| 不満 | 6 | 3.2% |
| 無回答 | 22 | 11.7% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(8)音楽・映像資料の数に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 14 | 7.4% |
| やや満足 | 18 | 9.6% |
| どちらともいえない | 91 | 48.4% |
| やや不満 | 34 | 18.1% |
| 不満 | 7 | 3.7% |
| 無回答 | 24 | 12.8% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(9)図書館所蔵資料全体に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 34 | 18.1% |
| やや満足 | 71 | 37.8% |
| どちらともいえない | 51 | 27.1% |
| やや不満 | 10 | 5.3% |
| 不満 | 5 | 2.7% |
| 無回答 | 17 | 9.0% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(10)1日の開館時間に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 68 | 36.2% |
| やや満足 | 48 | 25.5% |
| どちらともいえない | 26 | 13.8% |
| やや不満 | 32 | 17.0% |
| 不満 | 5 | 2.7% |
| 無回答 | 9 | 4.8% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(12)本の貸出期間に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 126 | 67.0% |
| やや満足 | 39 | 20.7% |
| どちらともいえない | 8 | 4.3% |
| やや不満 | 10 | 5.3% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 5 | 2.7% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(14)問い合わせ等への対応に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 74 | 39.4% |
| やや満足 | 38 | 20.2% |
| どちらともいえない | 56 | 29.8% |
| やや不満 | 3 | 1.6% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 17 | 9.0% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(16)インターネット上のホームページに対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 30 | 16.0% |
| やや満足 | 24 | 12.8% |
| どちらともいえない | 98 | 52.1% |
| やや不満 | 4 | 2.1% |
| 不満 | 2 | 1.1% |
| 無回答 | 30 | 16.0% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(11)開館日数に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 91 | 48.4% |
| やや満足 | 51 | 27.1% |
| どちらともいえない | 26 | 13.8% |
| やや不満 | 12 | 6.4% |
| 不満 | 2 | 1.1% |
| 無回答 | 6 | 3.2% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(13)本の貸出冊数に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 136 | 72.3% |
| やや満足 | 29 | 15.4% |
| どちらともいえない | 14 | 7.4% |
| やや不満 | 5 | 2.7% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 4 | 2.1% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(15)資料の予約・リクエストに対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 76 | 40.4% |
| やや満足 | 32 | 17.0% |
| どちらともいえない | 59 | 31.4% |
| やや不満 | 1 | 0.5% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 19 | 10.1% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(17)イベント・講座に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 33 | 17.6% |
| やや満足 | 46 | 24.5% |
| どちらともいえない | 81 | 43.1% |
| やや不満 | 4 | 2.1% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 23 | 12.2% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(18)館内でのインターネットサービスの提供に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 33 | 17.6% |
| やや満足 | 27 | 14.4% |
| どちらともいえない | 97 | 51.6% |
| やや不満 | 1 | 0.5% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 29 | 15.4% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(19)展示に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 53 | 28.2% |
| やや満足 | 49 | 26.1% |
| どちらともいえない | 65 | 34.6% |
| やや不満 | 7 | 3.7% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 14 | 7.4% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(20)図書館のサービス全体に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 89 | 47.3% |
| やや満足 | 59 | 31.4% |
| どちらともいえない | 24 | 12.8% |
| やや不満 | 3 | 1.6% |
| 不満 | 3 | 1.6% |
| 無回答 | 10 | 5.3% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(21)図書館の建物や設備に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 105 | 55.9% |
| やや満足 | 52 | 27.7% |
| どちらともいえない | 22 | 11.7% |
| やや不満 | 1 | 0.5% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 8 | 4.3% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(22)館内の居心地に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 128 | 68.1% |
| やや満足 | 41 | 21.8% |
| どちらともいえない | 13 | 6.9% |
| やや不満 | 1 | 0.5% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 5 | 2.7% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(23)資料・情報の探しやすさに対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 81 | 43.1% |
| やや満足 | 64 | 34.0% |
| どちらともいえない | 29 | 15.4% |
| やや不満 | 5 | 2.7% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 8 | 4.3% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(24)自宅からの距離や交通の便に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 117 | 62.2% |
| やや満足 | 36 | 19.1% |
| どちらともいえない | 16 | 8.5% |
| やや不満 | 9 | 4.8% |
| 不満 | 5 | 2.7% |
| 無回答 | 5 | 2.7% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(25) 図書館建物全体の構成やレイアウトに対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 103 | 54.8% |
| やや満足 | 56 | 29.8% |
| どちらともいえない | 20 | 10.6% |
| やや不満 | 2 | 1.1% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(27) 資料・情報を探す際のサポートに対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 111 | 59.0% |
| やや満足 | 36 | 19.1% |
| どちらともいえない | 31 | 16.5% |
| やや不満 | 2 | 1.1% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 8 | 4.3% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(29) 図書館全体についての満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 84 | 44.7% |
| やや満足 | 71 | 37.8% |
| どちらともいえない | 15 | 8.0% |
| やや不満 | 3 | 1.6% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 14 | 7.4% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(30) 図書館を利用してどのように感じたか(郵送利用者アンケートのみ)

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 62 | 37.8% |
| やや満足 | 70 | 42.7% |
| どちらともいえない | 25 | 15.2% |
| やや不満 | 3 | 1.8% |
| 不満 | 1 | 0.6% |
| 無回答 | 3 | 1.8% |
| 計 | 164 | 100.0% |

(26) 職員の対応に対する満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 128 | 68.1% |
| やや満足 | 43 | 22.9% |
| どちらともいえない | 11 | 5.9% |
| やや不満 | 3 | 1.6% |
| 不満 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 2 | 1.1% |
| 計 | 188 | 100.0% |

(28) 職員の対応を総合的にみた満足度

| カテゴリ | 回答数 | 比率 |
|-----------|-----|--------|
| 満足 | 120 | 63.8% |
| やや満足 | 47 | 25.0% |
| どちらともいえない | 16 | 8.5% |
| やや不満 | 3 | 1.6% |
| 不満 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 2 | 1.1% |
| 計 | 188 | 100.0% |

4. 情報媒体の入手方法(郵送アンケートのみ)

(1)新聞や雑誌の入手方法

| カテゴリ | 利用 | 非利用 | 計 | 比率 |
|-----------------|-----|-----|-----|--------|
| 店もしくは宅配で買う | 106 | 154 | 260 | 64.8% |
| インターネットで入手または読む | 14 | 22 | 36 | 9.0% |
| 新聞・雑誌は読まない | 8 | 19 | 27 | 6.7% |
| 図書館で読む・借りる | 23 | — | 23 | 5.7% |
| 友人・知人などから借りる | 1 | 6 | 7 | 1.7% |
| その他 | 2 | 5 | 7 | 1.7% |
| 無回答 | 10 | 31 | 41 | 10.2% |
| 計 | 164 | 237 | 401 | 100.0% |

(2)本の入手方法

| カテゴリ | 利用 | 非利用 | 計 | 比率 |
|-----------------|-----|-----|-----|--------|
| 店もしくは宅配で買う | 85 | 138 | 223 | 55.6% |
| インターネットで入手または読む | 19 | 32 | 51 | 12.7% |
| 図書館で読む・借りる | 46 | — | 46 | 11.5% |
| 本は読まない | 4 | 35 | 39 | 9.7% |
| その他 | 2 | 7 | 9 | 2.2% |
| 友人・知人などから借りる | 0 | 2 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 8 | 23 | 31 | 7.7% |
| 計 | 164 | 237 | 401 | 100.0% |

(3)DVD・VHSビデオなどの映像資料の入手方法

| カテゴリ | 利用 | 非利用 | 計 | 比率 |
|-----------------|-----|-----|-----|--------|
| 映像資料は利用しない | 46 | 65 | 111 | 27.7% |
| インターネットで入手または読む | 42 | 66 | 108 | 26.9% |
| 店もしくは宅配で買う | 27 | 36 | 63 | 15.7% |
| 友人・知人などから借りる | 7 | 20 | 27 | 6.7% |
| 図書館で読む・借りる | 16 | — | 16 | 4.0% |
| その他 | 4 | 9 | 13 | 3.2% |
| 無回答 | 22 | 41 | 63 | 15.7% |
| 計 | 164 | 237 | 401 | 100.0% |

(4) CDなどの音楽・音声資料の入手方法

| カテゴリ | 利用 | 非利用 | 計 | 比率 |
|-----------------|-----|-----|-----|--------|
| インターネットで入手または読む | 53 | 66 | 119 | 29.7% |
| 店もしくは宅配で買う | 41 | 69 | 110 | 27.4% |
| 音楽・音声資料は利用しない | 30 | 47 | 77 | 19.2% |
| 友人・知人などから借りる | 8 | 12 | 20 | 5.0% |
| 図書館で読む・借りる | 16 | — | 16 | 4.0% |
| その他 | 1 | 5 | 6 | 1.5% |
| 無回答 | 15 | 38 | 53 | 13.2% |
| 計 | 164 | 237 | 401 | 100.0% |

(5) インターネットによる情報収集

| カテゴリ | 利用 | 非利用 | 計 | 比率 |
|---------------|-----|-----|-----|--------|
| 自宅 | 65 | 89 | 154 | 38.4% |
| スマートフォン・携帯電話 | 45 | 48 | 93 | 23.2% |
| インターネットは利用しない | 27 | 52 | 79 | 19.7% |
| 職場・学校 | 10 | 8 | 18 | 4.5% |
| その他 | 2 | 7 | 9 | 2.2% |
| 図書館 | 1 | — | 1 | 0.2% |
| 無回答 | 14 | 33 | 47 | 11.7% |
| 計 | 164 | 237 | 401 | 100.0% |

5. 図書館を利用しない方の情報収集手段(複数回答可)

(1) 仕事のための情報や知識を得たいとき

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|---------|-----|-----------|
| 新聞・雑誌 | 53 | 22.4% |
| 本 | 63 | 26.6% |
| 音楽 | 0 | 0.0% |
| テレビ・ラジオ | 40 | 16.9% |
| 映画・動画 | 3 | 1.3% |
| インターネット | 110 | 46.4% |
| 友人・家族 | 35 | 14.8% |
| その他 | 14 | 5.9% |
| 計 | 318 | |

(2) 日常に必要な実用知識を得たいとき

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|---------|-----|-----------|
| 新聞・雑誌 | 61 | 25.7% |
| 本 | 58 | 24.5% |
| 音楽 | 1 | 0.4% |
| テレビ・ラジオ | 53 | 22.4% |
| 映画・動画 | 8 | 3.4% |
| インターネット | 114 | 48.1% |
| 友人・家族 | 50 | 21.1% |
| その他 | 3 | 1.3% |
| 計 | 348 | |

(3) 学校の勉強などの情報や知識を得たいとき

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|---------|-----|-----------|
| 新聞・雑誌 | 25 | 10.5% |
| 本 | 55 | 23.2% |
| 音楽 | 0 | 0.0% |
| テレビ・ラジオ | 20 | 8.4% |
| 映画・動画 | 3 | 1.3% |
| インターネット | 76 | 32.1% |
| 友人・家族 | 28 | 11.8% |
| その他 | 17 | 7.2% |
| 計 | 224 | |

(4) 趣味娯楽や余暇の時間を過ごす

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|---------|-----|-----------|
| 新聞・雑誌 | 33 | 13.9% |
| 本 | 52 | 21.9% |
| 音楽 | 33 | 13.9% |
| テレビ・ラジオ | 101 | 42.6% |
| 映画・動画 | 42 | 17.7% |
| インターネット | 64 | 27.0% |
| 友人・家族 | 57 | 24.1% |
| その他 | 21 | 8.9% |
| 計 | 403 | |

(5) 世の中の出来事を知る

| カテゴリ | 回答数 | 回答者数からの比率 |
|---------|-----|-----------|
| 新聞・雑誌 | 115 | 48.5% |
| 本 | 3 | 1.3% |
| 音楽 | 1 | 0.4% |
| テレビ・ラジオ | 144 | 60.8% |
| 映画・動画 | 4 | 1.7% |
| インターネット | 96 | 40.5% |
| 友人・家族 | 40 | 16.9% |
| その他 | 4 | 1.7% |
| 計 | 407 | |

6. よく読む本・興味のある分野

(1)よく読む本・興味のある分野(郵送アンケート非利用のみ)

| カテゴリ | 回答数 | 比率 | 回答者数からの比率 |
|---------------|-----|--------|-----------|
| 料理・手芸・美容 | 76 | 13.0% | 32.1% |
| 園芸・ペット | 70 | 12.0% | 29.5% |
| 日本の小説 | 55 | 9.4% | 23.2% |
| 医学・健康 | 49 | 8.4% | 20.7% |
| 旅行記・紀行 | 39 | 6.7% | 16.5% |
| 歴史 | 29 | 5.0% | 12.2% |
| スポーツ | 30 | 5.1% | 12.7% |
| まんが | 27 | 4.6% | 11.4% |
| 資格関係 | 21 | 3.6% | 8.9% |
| 美術・工芸 | 21 | 3.6% | 8.9% |
| 本は読まない | 19 | 3.3% | 8.0% |
| 郷土 | 16 | 2.7% | 6.8% |
| ビジネス書 | 16 | 2.7% | 6.8% |
| 音楽・芸能 | 15 | 2.6% | 6.3% |
| 自然科学 | 13 | 2.2% | 5.5% |
| 教育・子ども | 12 | 2.1% | 5.1% |
| 商業・農林水産業 | 12 | 2.1% | 5.1% |
| その他 | 12 | 2.1% | 5.1% |
| 外国の小説 | 11 | 1.9% | 4.6% |
| コンピュータ関係 | 9 | 1.5% | 3.8% |
| 哲学・宗教 | 7 | 1.2% | 3.0% |
| 社会科学(政治・経済など) | 7 | 1.2% | 3.0% |
| 絵本 | 6 | 1.0% | 2.5% |
| 語学・言語 | 5 | 0.9% | 2.1% |
| 文学(小説を除く) | 4 | 0.7% | 1.7% |
| その他子どもの本 | 2 | 0.3% | 0.8% |
| 工学・工業 | 1 | 0.2% | 0.4% |
| よみもの | 0 | 0.0% | 0.0% |
| 計 | 584 | 100.0% | |

資料4 図書館運営関連数値（1999年～2017年分）

| 西暦 | 図書館資料費（予算：千円） | | | |
|------|---------------------|--------|--------------------|--------------------|
| | 予算総額 | 図書 | 視聴覚 | 雑誌・新聞 |
| 1999 | 20,800 ¹ | 13,500 | 1,292 ² | 6,057 ² |
| 2000 | 11,010 | 9,000 | 1,000 | 1,010 |
| 2001 | 8,000 | 5,900 | 600 | 1,500 |
| 2002 | 7,000 | 4,500 | 1,000 | 1,500 |
| 2003 | 7,000 | 5,200 | 300 | 1,500 |
| 2004 | 5,000 | 3,000 | 100 | 1,900 |
| 2005 | 4,500 | 3,400 | 100 | 1,000 |
| 2006 | 4,050 | 2,900 | 100 | 1,050 |
| 2007 | 4,000 | 2,900 | 100 | 1,000 |
| 2008 | 3,800 | 2,700 | 100 | 1,000 |
| 2009 | 3,600 | 2,500 | 100 | 1,000 |
| 2010 | 5,600 | 4,000 | 600 | 1,000 |
| 2011 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2012 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2013 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2014 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2015 | 5,600 | 4,000 | 600 | 1,000 |
| 2016 | 4,600 | 3,000 | 600 | 1,000 |
| 2017 | 5,000 | 3,000 | 1,000 | 1,000 |

| 西暦 | 蔵書数(年度末) ³ 図書：冊・視聴覚：点 | | | 受入数 ³ （点） | | | 除籍数 ³ |
|------|----------------------------------|----------|-------|----------------------|--------|-------|------------------|
| | 資料総数 ⁴ | 図書(寄託含む) | 視聴覚 | 受入総数 | 購入数 | 寄贈 | |
| 1999 | 39,513 | 38,887 | 626 | 33,300 | 33,300 | | |
| 2000 | 46,702 | 45,565 | 1,137 | 6,233 | 6,233 | | |
| 2001 | 50,835 | 49,312 | 1,523 | 5,475 | 5,475 | | |
| 2002 | 54,041 | 52,463 | 1,578 | 4,604 | 4,604 | | |
| 2003 | 57,689 | 56,069 | 1,620 | 4,728 | 4,728 | | |
| 2004 | 60,413 | 58,772 | 1,641 | 4,250 | 3,836 | 414 | 6 |
| 2005 | 63,221 | 61,548 | 1,673 | 2,911 | 2,328 | 583 | 132 |
| 2006 | 65,730 | 63,969 | 1,761 | 2,637 | 1,785 | 852 | 132 |
| 2007 | 68,179 | 66,447 | 1,732 | 3,026 | 2,256 | 770 | 731 |
| 2008 | 71,516 | 69,682 | 1,834 | 3,127 | 1,852 | 1,275 | 0 |
| 2009 | 72,648 | 70,868 | 1,780 | 2,341 | 1,483 | 858 | 1,322 |
| 2010 | 76,911 | 75,082 | 1,829 | 3,507 | 2,676 | 831 | 1,319 |
| 2011 | 77,533 | 75,630 | 1,903 | 2,452 | 1,671 | 781 | 1,907 |
| 2012 | 80,090 | 78,092 | 1,998 | 2,443 | 1,642 | 801 | 0 |
| 2013 | 81,139 | 79,060 | 2,079 | 2,419 | 1,655 | 764 | 1,460 |
| 2014 | 83,154 | 80,983 | 2,171 | 2,541 | 1,899 | 642 | 610 |
| 2015 | 84,595 | 82,407 | 2,188 | 2,844 | 2,229 | 615 | 1,491 |
| 2016 | 85,442 | 83,193 | 2,249 | 2,240 | 1,536 | 704 | 1,494 |
| 2017 | 85,658 | 83,324 | 2,334 | 2,385 | 1,817 | 568 | 2,188 |

- 1999～2003年度の数値は2004年度年報より
 1999～2003年度の資料費は公共図書館調査回答より
 1)1999年度の予算総額は推定
 2)1999年度の視聴覚・雑誌新聞資料費は決算額
 3)蔵書数・受入数・除籍数は該当年度年報より
 4)雑誌は除く

資料4 図書館運営関連数値（1999年～2017年分）

| 西暦 | 開館日数 | 入館者数 | 新規登録者数 | 図書館貸出冊数 | | | 公民館貸出冊数 |
|------|-------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------------------|
| | | | | 貸出総数 | 個人 | 団体 | |
| 1999 | 201 | 54,327 | 3,396 | 61,346 | 60,445 | 901 | |
| 2000 | 271 | 64,213 | 870 | 84,027 | 79,721 | 4,306 | |
| 2001 | 271 | 66,400 | 677 | 85,522 | 80,426 | 5,096 | |
| 2002 | 269 | 67,359 | 525 | 85,465 | 76,861 | 8,604 | |
| 2003 | 270 | 64,620 | 602 | 87,731 | 76,917 | 10,814 | |
| 2004 | 270 | 64,992 | 472 | 87,637 | 77,327 | 10,310 | |
| 2005 | 277 ⁵⁾ | 66,686 | 516 | 85,869 | 73,830 | 12,039 | |
| 2006 | 279 | 71,421 | 574 | 90,142 | 74,397 | 15,745 | |
| 2007 | 278 | 69,831 | 473 | 88,400 | 71,608 | 16,792 | |
| 2008 | 277 | 73,409 | 467 | 93,669 | 73,646 | 20,023 | 37 |
| 2009 | 276 | 66,047 | 378 | 88,388 | 68,446 | 19,942 | 1,791 ⁷⁾ |
| 2010 | 278 | 61,549 | 368 | 82,948 | 62,543 | 20,405 | 3,167 |
| 2011 | 280 | 61,380 | 306 | 85,475 | 63,131 | 22,344 | 1,159 |
| 2012 | 281 | 61,043 | 308 | 83,610 | 62,676 | 20,934 | 2,045 |
| 2013 | 288 ⁶⁾ | 57,826 | 259 | 84,433 | 62,988 | 21,445 | 3,021 |
| 2014 | 287 | 51,460 | 245 | 81,254 | 59,870 | 21,384 | 1,815 |
| 2015 | 291 | 59,408 | 293 | 83,370 | 63,346 | 20,024 | 1,486 |
| 2016 | 289 | 58,835 | 278 | 77,868 | 64,473 | 13,395 | 1,385 |
| 2017 | 289 | 57,846 | 234 | 73,100 | 61,375 | 11,725 | 1,512 |

1999～2003年度の数値は2004年度年報より

5)2005年度 最終金曜日終日開館開始（～H16は午後のみ開館）

6)2013年度 祝日開館開始

7)2009年度 公民館等に図書館システム導入

※図書館に関わる出来事

2007年度 図書館ホームページ開設（2015年度リニューアル）

2007年度 ブックスタート事業開始

2011年度 光をそそぐ交付金を受け、閉架庫改修、机イス等新調する

2012年度 子ども読書推進計画策定

2014年度 指定管理制度へ移行

2015年度 ブックスタートプラス開始

隠岐の島町教育大綱

隠岐の島町
平成28年3月

1 はじめに

本町は「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち」を町づくりの目標に掲げています。特に先人達から受け継いだ隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさに感謝し、町民憲章精神である『隠岐びとのこころ』を持った人材育成に取り組んでいます。

「隠岐びとのこころ」とは、隠岐を誇りに思うこころ、大切に思うこころ、人を思いやるこころ、島に住んで幸せを感じるこころ、つまり“隠岐を愛するこころ”です。めまぐるしく変化する時代に対応しながら、今を生きるため、将来のため、この島を後世に引き継ぐためにも、一人ひとりが「隠岐びとのこころ」を育み「まちづくり」に取り組むことが必要です。

今日、情報化社会の進展、産業構造・雇用形態の変化、価値観の多様化、グローバル化の進展、一方では人口減少・少子高齢化が進むなど社会が大きく変化しています。また、地域コミュニティの喪失、核家族化等、社会情勢の変化による人間関係の希薄化に伴い、学校や家庭、地域の連携を深め、更なる教育力の向上を図ることが求められています。

これらの社会的・地域的課題の解決を図るために、教育の軸である「人づくり」の機能を十分に活かす必要があります。

学校では「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを育成し、家庭では基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付けさせる必要があります。また地域においては子どもたちの見守りや子育て支援、ふるさと教育などの取り組みが求められています。このように学校・家庭・地域が互いに連携を図りながら、地域を担い、地域を支える人材を育成しなければなりません。

今、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生をおくるために、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるよう、生涯学習の基盤を整備することが求められています。更に、学習の成果が適切に評価されるしくみを築き、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化につなげていかなければなりません。特に、高齢化が急速に進展している本町にあって、豊かな知識と経験を持つ高齢者の社会参画を促すと共に、若い世代との交流を進めることが大切です。

また、本町は、離島独自の自然と風土により醸成された数多くの文化財等を有する町です。これらを適切に保護すると共に、教育・学術資源として文化の振興や交流人口の拡大に活かしていかなければなりません。

そこで、今後の町の学校教育、社会教育、文化の振興に関しての総合的な施策の体系を示すため、「隠岐の島町教育大綱」を定めます。

2 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の背景

本町は、平成16年10月に西郷町、布施村、五箇村、都万村が合併して隠岐の島町となりました。合併時に策定した新町建設計画に基づき、町の最上位計画として平成20年度から平成31年度までの総合振興計画「隠岐びとのこころをもって」を策定しました。

この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。隠岐の島町総合振興計画に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本方針を示すものです。

(3) 教育大綱の対象期間

本大綱は、総合振興計画の対象期間に合せ、平成28年度から平成31年度までの4年間を対象期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

(4) 教育大綱に基づく教育行政の推進

町は、本大綱に掲げる基本目標、基本方針に基づいて、それぞれを具現化するために既存の基本計画の見直しや新たな基本計画の策定を行い、それぞれの計画に基づいて必

要となる年度別の施策及び事業計画を策定します。

また、その実施に当っては、隠岐の島町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効率的に、より効果的に教育行政を推進します。

3 基本目標

島を愛する隠岐びとを育てる

4 基本方針

- (1) 「隠岐びとを育む学校・家庭・地域の連携」
- (2) 「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」
- (3) 「かけがえのない歴史と文化を未来へつなぐ」

5 基本施策

- (1) 「隠岐びとを育む学校・家庭・地域の連携」

- ① 確かな学力を育む教育の推進

子どもたち一人ひとりが、次の世代を担う人材として成長することができるよう学校・家庭・地域が連携して学力向上と情操教育の充実を推進します。特にすべての教育の出発点となる家庭教育について、社会全体で支援する体制づくりを進めます。

- ② 豊かな心と健やかな心身を育む教育の推進

集団生活を通して規範意識や倫理観、人権意識を育成するとともに、体を鍛えるだけでなく食育にも取り組み、心身ともに健全な子どもを育てます。

- ③ ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

豊かな自然の中での体験や地域の教育資源、ジオパーク学習等のふるさと教育を拡充して、学校・家庭・地域が一体となりふるさとに愛着と誇りを育むふるさと教育を推進します。

④すべての子どもたちの成長と学びを支える教育の推進

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を推進します。

⑤教育環境の整備の推進

校舎や施設、教材教具を計画的に整備し、子どもたちの安全・安心な学校生活づくりを推進します。

⑥県立学校との連携推進

県立学校まで連携した隠岐びとの育成を進めるとともに、高校の魅力増進と活力ある学校づくりを支援し、地域の将来を担う人材の育成を推進します。

(2) 「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」

①住民が生きがいを見出すための生涯学習の推進

生活の潤いと生きがいづくりに必要な生涯学習を支援するため、町民と行政が協働で取り組む生涯学習推進組織を構築するとともに、各行政部局と関連施設、各種団体等が連携できるようにネットワーク化を推進します。

②地域力を高める人材育成の推進

地域が抱える様々な課題に対応できる人材や団体の育成を図り、学びの成果が地域づくりに活かされるしくみづくりを推進します。

③住民が自主的に学習できる環境の創出

住民がいつでも気軽に学習できるように、その中核施設となる公民館や図書館等の機能の充実を図ると共に、各種生涯学習施設の整備を推進します。

④みんなが笑顔で暮らせる生涯スポーツの推進

誰もが、いつでも、それぞれのライフステージの中でスポーツを楽しめる環境を創出することにより、住民の健康増進とスポーツコミュニティを介した交流の場づくりを推進します。

(3) 「かけがえのない歴史と文化を未来へつなぐ」

①文化財の調査・研究と保護の推進

ユネスコ世界ジオパークに認定されたかけがえのない自然環境や歴史遺産等の地域資源を保存・継承していくための調査・研究及び住民への啓発を推進します。

②文化財活用の推進

文化財等を未来を担う子どもたちの学習対象として、また研究者や学生の学術調査対象として、教育の振興や交流人口の拡大に活かすため、自主的な調査研究や戦略的な情報発信を推進します。

③文化・芸術活動振興の推進

隠岐独自の歴史と風土によって育まれてきた文化・民俗芸能を守っていくとともに、芸術や地域の文化に触れる機会の充実を図り、豊かな情操と創造力あふれる人材の育成を推進します。

資料6

図書館法

昭和二十五年法律第百十八号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

資料6

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

資料6

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

資料6

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

資料6

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。
- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

資料6

- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。
- 附 則 （昭和二十七年六月一二日法律第一八五号）
この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄
- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 附 則 （昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号） 抄
（施行期日）
- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
- 附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号） 抄
- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。
- 附 則 （昭和三一年六月三〇日法律第一六三号） 抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教

資料 6

育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十七年五月一五日法律第一三三号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第一五号） 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の

資料6

規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審

資料6

査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一四年五月一〇日法律第四一号） 抄

（施行期日）

資料6

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二條、第十五條から第十七條まで及び第十九條に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七條の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

資料6

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都

資料6

市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二百一十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百九十九条の三、第四百一十一条の二及び第四百四十二条の改正規定に限る。）、第二百五十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第三百一十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四百条及び第九百九条の二の改正規定に限る。）、第四百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百四十五条、第四百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九百九十一条、第九百九十二条、第九百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第二百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第

資料6

四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

資料 7

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(総則及び市町村立図書館に係る部分以外を省略)

平成二十四年十二月十九日文部科学省告示第百七十二号

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対す

る直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施にも努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施にも努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実にも努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。